

(仮称) 水橋義務教育学校整備事業
入札説明書等に対する質問の回答

令和4年11月

富山市

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
1	入札説明書	入札参加者の構成企業 及び協力企業	8	3	3-1	(1)			本事業の応募者に対して必須業務を受託する予定がなく、第三者的な立場でアドバイスやコンサルティングを行う企業やアドバイザー等は参加資格申請の対象外との理解でよろしいでしょうか。	第三者的な立場でアドバイスやコンサルティングを行う企業やアドバイザー等のその他軽微なものについては、参加資格申請の対象外となります。
2	入札説明書	入札参加者の構成企業 及び協力企業	9	3	3-1	(1)			SPCに出資し、SPCより業務を受託する「構成企業」とSPCに出資はせずに業務を受託する「協力企業」を合わせた呼称を定義していただけますでしょうか。(例:構成員)	定義する意図が不明確なため、現時点では特に定めません。
3	入札説明書	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8	3	3-1	(2)		①	*6 什器備品調達・引越業務を行う企業は、什器備品調達企業と引越企業と、別々の企業としてもよろしいでしょうか。	別々の企業としても構いません。
4	入札説明書	入札参加者の構成等	9	3	3-1	(2)			⑤ 「富山市内に本社・支社・支店を置く企業が…本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待」とあり、同ページの建設業務を行う者の要件に「主たる営業所の所在地が富山市内にある企業を少なくとも1社含める」とありますが、前述の企業には「富山市内に営業所を置く企業」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「富山市内に本社・支社・支店を置く企業」には「富山市内に営業所を置く企業」も含まれます。 なお、本社・支社・支店・営業所等の企業の形態は一つの指標になりますが、実際に本市や地元にとどれだけ貢献できるかが主な評価の観点となります。
5	入札説明書	入札参加者の構成等	9	3	3-1	(2)			⑤ 「入札参加グループ又は協力企業」とありますが、ここでいう「協力企業」とは入札参加者から再委託を受ける企業との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	入札説明書	業務実施する者の参加資格要件	9	3	3-1	(3)	2)	②	工事監理業務を行う者の要件として「平成19年4月1日～新築または改築の工事監理実績を有していること。」とありますが、設計業務を行う者の要件には「平成19年4月1日～新築または改築の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。」と記載があります。そのため工事監理については、契約が完了していれば、現在履行中の実績も記載が可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	契約行為のみや履行中の工事監理は実績を有しているとは認めず、完了した実績を求めます。 入札説明書を修正します。
7	入札説明書	入札参加者の備えるべき参加資格要件	9	3	3-1	(3)			業務実施する者の参加資格要件において、実施方針では、最終行に「なお…」書きがございますが、本入札説明書には削除されています。本意図をご説明願います。	実施方針に記載の「なお、その他の業務については、業務の実施に当たり、法令等により必要とされるものを除き、業務別の特段の要件は定めません。」は当然のことであることから、削除しています。今回の入札説明書に記載はありませんが、当然、入札参加者は満たしているものと考えます。
8	入札説明書	入札参加者の変更	12	3	3-1	(7)			構成企業及び協力企業について「やむを得ない事情が生じた場合には、…追加及び変更を可能とする。」とありますが、変更可能な期間は入札及び提案書に係る書類の受付締切までの期間という理解でよろしいでしょうか。	令和4年8月31日公表の実施方針(案)・要求水準書(案)への質問の回答No.22を参照してください。
9	入札説明書	募集及び選定スケジュール	13	4	4-1				7月に公表されました実施方針(案)P7のスケジュールでは「令和4年11月下旬に個別対話(必要に応じて実施)」との記載がありました。今回の公表のスケジュールには個別対話の記載がありませんが、必要に応じて開催される予定との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P14、様式2「入札説明書等に関する質問及び意見書」に記載のとおり、個別対話は行いません。
10	入札説明書	募集及び選定スケジュール	13	4	4-1				令和4年7月公表の実施方針(案)P7のスケジュールでは令和4年11月下旬に「個別対話(必要に応じて実施)」との記載がありますが、必要に応じて対話を開催される予定との理解でよろしいでしょうか。	No.9を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所				質問	回答	
			頁	項目					
11	入札説明書	入札予定価格	18				<p>入札予定価格は「事業契約約款(案)に定めるサービス購入費A-1、A-2、B、C、D、E-1及びE-2の合計金額」とし、「10,758,600,000円(現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含まない。)」とありますが、</p> <p>事業契約書(案)別紙5 サービス購入費の支払い方法の2(2)において、サービス購入費A-2は、消費税及び地方消費税を含んだ計算式となっています。また、2(8)では、「市は各サービス購入費の支払いの都度、当該サービス購入費に係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税)を支払うものとする。」と記載されており、各サービス購入費には、「消費税及び地方消費税」は含まれていないと解釈されます。</p> <p>このため、仮契約書(案)P49に記載されている「サービス購入費A-2(①一次支払金)」の計算式について、消費税及び地方消費税を含まない金額が算定できるように修正をお願いいたします。</p>	<p>質問内容を踏まえて事業契約書(案)別紙5「サービス購入費の支払方法」2(2)1)①一時支払金及び②割賦支払金の計算式(特記事項含む)について、消費税及び地方消費税を含まない金額が算定できるように修正します。</p>	
12	入札説明書	入札予定価格	18	5	5-4	(2)	<p>入札予定価格が10,758,600,000円(消費税及び地方消費税を含まない)と記載があります。一方で様式④入札書には消費税及び地方消費税を含んだ額で記載することとされています(ただし税抜も内訳欄にあり)。消費税及び地方消費税を含んだ入札予定価格(上限価格)が設定されておりましたらご教示ください。</p>	<p>消費税及び地方消費税を含んだ入札予定価格については設定していませんが、参考として、令和4年9月富山市議会定例会議案書P20に記載のとおり債務負担行為の限度額11,819,857千円を設定しています。</p>	
13	入札説明書	⑨ガス	21	7	7-1		⑨	<p>都市ガス、集中プロパンガスの引き込みは無しとありますが、プロパンガスの利用を想定されているということでよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
14	入札説明書	別紙1 リスク分担表	29	19				<p>リスク分担表No.19「第三者賠償」に係る「上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償」について、事業者側は▲(従分担)となっています。具体的にどのような事例および分担を想定されておりますでしょうか？ご教示願います。</p>	<p>想定される事例がリスク分担表No.20不可抗力と重複するため、リスク分担表No.19は削除し、以降の項目番号も修正します。</p>
15	入札説明書	別紙1 リスク分担表	29	20				<p>リスク分担表No.20「不可抗力」について、事業者側は▲(従分担)となっています。具体的にどのような事例および分担を想定されておりますでしょうか？ご教示願います。</p>	<p>具体的な事例については現時点で想定できないため、不可抗力が生じた時点において、市と事業者の協議により判断していくこととなります。</p> <p>なお、事業者の費用負担については事業契約書(案)別紙8「不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に記載のとおりです。</p>
16	入札説明書	別紙1 リスク分担表	30	35				<p>リスク分担表No.35「事業の中断」について、「法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害」について、本市および事業者とも●(主分担)となっています。具体的にどのような事例および分担を想定されておりますでしょうか？ご教示願います。</p>	<p>実際に法令等の新設・変更が生じた時点において、その内容が、「特定の事業に特別にまたは類似的に影響を及ぼす法令変更」なのか、「国内で事業を行う法人に一般的に影響を及ぼす法令変更」なのか、市と事業者の協議により判断していくこととなります。</p>
17	入札説明書	別紙1 リスク分担表	31				64	<p>事業者が実施する業務に起因する備品等の破損について、市が実施する業務、児童生徒・教職員・地域開放利用者の利用に起因するか判断が難しいかと思えます。直接的には事業者でも、利用頻度の高い備品の老朽やひび割れがあったものを清掃等で事業者が触れて破損してしまうこともあります。この判断基準はどのようにお考えでしょうか？</p>	<p>具体的な状況に応じた判断となります。</p>

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
18	入札説明書等								10月7日に公表された入札説明書等に、雨水貯留に関する記載がありませんでした。本業務において雨水貯留や雨水貯留槽は不要と考えてもよろしいでしょうか。 必要な場合はその基準をご教示ください。	近年、激甚化、頻発化するゲリラ豪雨災害により、当該排水流域において溢水被害が生じており、敷地内の雨水排水量に関し、放流先への負荷を現状より抑えることを当該事業者に求めています(要求水準書(P56 2-2.(4).5).(⑮)参照)。 敷地内で一時的に貯留するなどの対応策について、事業者による排水流域を考慮した雨水流出抑制を図っていただくことを求めます。 豪雨災害時などの敷地内で一時的に貯留するなどの抑制策については、事業者からのご提案を求めることから、具体の仕様等は示しておりませんが、雨水流出抑制に関する基準等に関しては、本市建設部河川整備課(計画係)へ事前協議していただき、確認をお願いします。なお、別途法令等に基づき雨水貯留槽などの設置が求められる場合についてはこの限りではありません。また、雨水貯留槽の記載は維持管理(清掃)業務でも記載があり、上記の負荷抑制対策に応じた維持管理を適切に行っていたことを見込んでいます。
19	事業契約書(案)	設計業務に伴う各種調査	5	14	3				貴市に追加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
20	事業契約書(案)	設計業務に伴う各種調査	5	14		3			「既存施設の杭の状態等」と具体的にどのような状態でしょうか。	特段具体の想定はしておりませんが、閲覧資料における既存図面に記載されている内容と大きく異なる状態を想定しております。
21	事業契約書(案)	設計の変更	6	17	5				貴市に設計変更の費用および変更による追加的費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
22	事業契約書(案)	建設等業務に伴う各種調査	6	18	1				貴市に増加費用および損害についてご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
23	事業契約書(案)	設計業務の完了	7	19	3				貴市の責めに帰すべき事由による場合における貴市の費用負担には、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
24	事業契約書(案)	建設等業務に伴う各種調査	8	22	3				貴市に増加費用および損害についてご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
25	事業契約書(案)	第22条(建設等業務に伴う各種調査)	8	22	3				「事業用地につき、～、市及び事業者は協議し、合理的な範囲で市が負担するものとする。」とありますが、入札説明書等及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できない事業用地に係るリスクについては事業者は負担できません。つきましては、同条第4項に準じ、本条本項について「当該事業用地の潜在的リスクの責任及び費用の一切は貴市が負担する」主旨に修正いただけないでしょうか。	合理的な範囲までは当市の負担とし、原文のままとします。
26	事業契約書(案)	工期の変更による費用負担	12	32	1				貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
27	事業契約書(案)	工事の一時中止	12	33	3				貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所				質問	回答	
			頁	項目					
28	事業契約書(案)	完成図書及び完成確認 合格通知	13	36	2			プロジェクトファイナンスでの資金調達にあたり、金融機関に対し、施設引渡しが完了したことを確認できる証憑の提出を必要とします。そのため、貴市から事業者に対し、引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける際には、どの程度の期間を要するかご教示いただけますでしょうか。 ※引渡しを証する書面は「完成確認合格通知書」とは別との理解の下、質問させていただいております。	事業契約書(案)に記載していませんが、必要に応じて引渡しを証する書面を発行することは可能です。書面の発行は引渡し後、概ね10日以内にはできるものと想定しています。
29	事業契約書(案)	施設整備業務の契約保証	15	10		39	2	契約保証金の額が「サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」とされており、そのサービス購入費A-2には割賦手数料が含まれているように読めますが、一般的に、基準金利が未決定である仮の割賦手数料は、保証金額算出の対象から除外されており、本件でも割賦手数料の額は控除されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)の誤りのため、第39条を修正します。また、第68条及び第76条も同様のため、修正します。
30	事業契約書(案)	施設整備業務の 契約保証	15	39	2			契約保証金の額は、「サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」とありますが、履行保証保険締結時点では割賦手数料が確定していないことから、「サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額から「割賦手数料」を控除した金額の10分の1以上」ではないでしょうか。	No.29を参照してください。
31	事業契約書(案)	引渡しの期日の変更	16	42	1			貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
32	事業契約書(案)	第48条(維持管理業務 の第三者への委託)	19	48	3			「事業者は、第1項の規定に基づく受託者の使用について、～」とありますが、当該受託者とは、事業者から維持管理業務の全部又は一部を委託された第三者を指す、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	事業契約書(案)	維持管理業務開始の遅延	20	12	1	50	1 (1)	「事業者が出費を免れた経費の額を控除して」とありますが、控除するのは実際に負担した経費からではなく、約定のサービス購入費からの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費からではなく、遅延による事業者の追加負担額からの控除となります。
34	事業契約書(案)	維持管理業務開始の遅延	20	50	1	(1)		貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
35	事業契約書(案)	事件・事故の対応	21	12	2	53		道路に生じた凸凹(凸凹が放置されていた)で児童生徒が受傷した場合の責任はどちらですか。	敷地内に道路は無く、ご質問の意図が不明ですが、具体的事象が発生した時点で帰責性につき判断します。
36	事業契約書(案)	事件・事故の対応	21	12	2	53		階段から児童生徒が転落した場合、どんな組織・手順で対応すればよいですか。	階段から児童生徒が転落した場合は、学校(市)が対応することとなります。ただし、転落の原因が、施設整備時や維持管理時の不備によるものかどうかの検証は必要と考えております。
37	事業契約書(案)	事件・事故の対応	21	12	2	53		贈答された設備・備品で児童生徒が受傷した場合、市の対応と考えてよいか。	贈答された設備・備品については、市の対応と考えております。
38	事業契約書(案)	第54条(維持管理業務 に対する市によるモニタ リング)	21	54	1			「ただし、事業者が発生する費用は、事業者が負担するものとする。」とありますが、貴市が実施するモニタリングにおいて事業者が発生すると想定されている費用の内容をご教示ください。 同条第2項における立会い等への協力を伴う人件費などでしょうか。	立会い等への協力を伴う人件費のほか、事業契約書(案)第54条第1項に規定する随時業務報告書の作成等に係る費用が想定されます。
39	事業契約書(案)	維持管理業務の変更	22	55	3			貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。
40	事業契約書(案)	維持管理業務の一時中 止	22	56	2			貴市に増加費用および損害についてご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
41	事業契約書(案)	維持管理業務に係る保険	23	12	4	58	4		「第1項に係る保険金請求権について、担保権を設定してはならない」とありますが、第1項に係る保険(別紙4に記載の保険)以外で、事業者独自に付保する保険については、担保権を設定してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
42	事業契約書(案)	市による本契約の終了	27	68	4	(1)	イ		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、合理的な範囲で市が支払います。	
43	事業契約書(案)	施設引渡し前の契約解除	27	68	4	(1)	イ		「出来高部分」には、提出図書(基本設計完了時提出物、実施設計完了時提出物)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
44	事業契約書(案)	市による本契約の終了	27	15		68	4	(1)	ア	違約金の額が、「サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1に相当する金額」とされていますが、割賦手数料の額は控除されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.29を参照してください。
45	事業契約書(案)	違約金	28	15		68	4	(2)	ア	違約金は当該事業年度のサービス購入費の3/12となっておりますが、第59条第2項で、維持管理期間中の契約保証は各事業年度のサービス購入費の10%以上となっております。第68条の違約金も10%としていただけないでしょうか。	No.47を参照してください。
46	事業契約書(案)	施設引渡し後の契約解除	28	68	4	(2)	ア		「維持管理業務の当該事業年度のサービス購入費の12分の3に相当する金額の違約金を支払うこと。」とありますが、サービス購入費Dのみが対象となり、サービス購入費E-2(統括管理業務及びその他費用)は対象外との理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費E-2も対象とするのが適切のため、事業契約書(案)第68条を修正します。関連して、第59条も同様のため、修正します。	
47	事業契約書(案)	施設引渡し後の契約解除	28	68	4	(2)	ア		「維持管理業務の当該事業年度のサービス購入費の12分の3に相当する金額の違約金を支払うこと。」とありますが、違約金負担が大きいため、当該事業年度のサービス購入費(税込)の10%に相当する金額としていただけないでしょうか。SPCがプロジェクトファイナンス方式での資金調達を行う場合、金融機関から当該違約金相当額の資金積立等を要求されるため、別途、劣後ローン等で当該資金を確保する必要があり、コスト増(入札価格増加)の要因となります。	同様の意見が複数寄せられたことから、事業契約書(案)第68条第4項(2)アについて、10分の1に相当する金額に変更します。	
48	事業契約書(案)	事業者による本契約の終了	28	69	2	(1)	ア		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。	
49	事業契約書(案)	事業者による本契約の終了	28	69	2	(1)	イ		貴市に増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。	
50	事業契約書(案)	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の協議	29	71	2	(1)	ア		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。	
51	事業契約書(案)	法令変更に係る協議及び追加費用の負担	30	71	2	(1)	イ		貴市に増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。	
52	事業契約書(案)	法令変更に係る協議及び追加費用の負担	31	73	3				貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担しますが、個別具体的に合理性を検討します。	

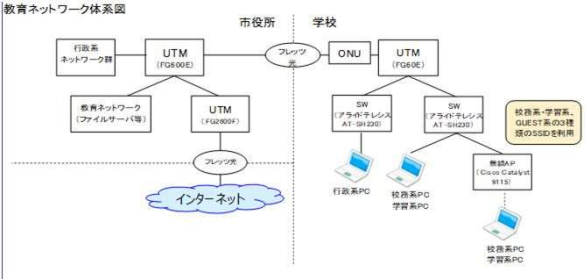
No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
53	事業契約書(案)	不可抗力	33	18		76	3		「事業者が負担する費用は、保険等によりてん補されなかった費用の内、サービス購入費の1%まで」となっており、受領した保険金を事業者負担の1%に充当できないように読めました。しかしながら、P62の別紙8では、保険金は事業所負担の1%に充当できる趣旨であると考えております。不可抗力に対応する保険付保のインセンティブを高める上でも、保険金を事業者負担1%に充当できるように別紙8に合せる形で整合性をとっていただけないでしょうか。	後段のご認識が正であり、事業契約書(案)第76条及び別紙8それぞれについて整合を図って修正します。
54	事業契約書(案)	第79条(株主の制限)	35	79					第78条に準じ、第79条に下記一文を追加して頂けないでしょうか。 「ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が本事業のために融資を行う銀行その他の金融機関に対して株式を差し入れる場合は、市は、合理的な理由なく書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。」	現時点では原文のままとしますが、基本協定締結時に協議可能と考えます。
55	事業契約書(案)	別紙3 維持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方	44	2	(2)				「モニタリングにより、ペナルティ対象事象が判明した際に、市は、事業者に対して改善勧告を行う。…決定した改善完了予定日を経過したにもかかわらず改善されない場合には、サービス購入費の減額に至るものとする」とありますが、引き渡し完了済と割賦債権が確定しますので、それ以降は統括管理、維持管理の各業務で要求水準未達が生じた場合にも支払の留保はないものとの理解でよろしいでしょうか。仮に割賦債権確定以降に留保の可能性がある場合、金融機関から一定額の資金調達を求められるなどして金融費用が増加する恐れがあります。	お見込みのとおりです。別紙3「維持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方」で規定する内容は、本施設引渡し後の維持管理業務に適用するため、仮にサービス購入費Dの減額に至った場合について、施設整備業務であるサービス購入費A-1、A-2、B、C、E-1は減額の対象にはなりません。
56	事業契約書(案)	別紙3 維持管理業務期間におけるモニタリング及びペ	46						サービス購入費A-2(割賦支払金)については、維持管理業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	No.55を参照してください。
57	事業契約書(案)	別紙4 事業者が付保する保険	47	4					請負業者賠償責任保険と建設工事保険の保険契約者に事業者が含まれていませんが、事業者が保険契約者となることも可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者の判断により、事業者も保険契約者になることも可能です。
58	事業契約書(案)	別紙4 事業者が付保する保険	47	4					工事履行保証保険について、市以外が被保険者となれるケースは、実質的には、契約者＝個別業務受託者、被保険者＝事業者 のケースしか無いため、少なくとも、個別業務受託者は被保険者からは削除しておいた方がよいのではないのでしょうか。	質問内容を踏まえ、事業契約書(案)別紙4「事業者が付保する保険」を修正します。
59	事業契約書(案)	別紙4 事業者が付保する保険	47	4					別紙4で規定された保険及びそれ以外の事業者が提案する保険の保険条件は事業者の提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	48	2					施設整備期間中のSPC開業関連費用、金融費用、建中利息等の費用は、サービス購入費E-1に全額計上し、サービス購入費A-2には計上しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払い方法	49	2	(2)	1)	①		国庫補助金の対象は何か明示してください。(他の補助金を活用する場合、補助金の重複を避けるため)	基本的には学校施設(校舎、体育館、武道場、グラウンド、プール)整備に係る費用が国庫補助の対象となります。ただし、国庫補助対象事業費には上限があるため、上記の全てが国庫補助対象になるわけではありません。詳しくは公立学校施設整備事務ハンドブック(第一法規株式会社発行)をご覧ください。また、要求水準書に記載のとおりZEBの補助金の活用を検討しています。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所					質問	回答	
			頁	項目						
62	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	49	2	(2)	1)	②	「2回目以降の毎回の支払額については、消費税相当額を含めて毎回同額となるようにする」とありますが、元利均等であることから、割賦原価は、毎回減っていきます。つまり、毎期の割賦原価にかかる消費税も暫時、減っていきます。毎回同額とするためには、毎期の割賦原価に対する消費税ではなく、別途、毎回同じになるような消費税ローンを組みという理解でよろしいでしょうか？	No.66を参照してください。	
63	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	49	2	(2)	1)	①	「一時支払金＝国庫補助対象事業費＋{(サービス購入費A-2のうち、建設業務を遂行する費用(消費税含む)－国庫補助対象事業費)×0.75}」とありますが、この計算式において、「サービス購入費A-2」は消費税を含む金額とし、算定される一時支払金も消費税を含む金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、計算式についてはNo.11のとおり修正します。	
64	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	49	2	(2)	1)	①	計算式の「建設業務を遂行する費用」とは、様式1-2-4-b「サービス購入費内訳書(施設整備費内訳書)」では、A-2「本施設の建設業務を遂行する費用及び割賦手数料」欄の「1.建設工事費」「2.共通費」「3.その他の経費」の合計に消費税を加算した金額が該当する(「4.割賦手数料」は含まない)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、計算式についてはNo.11のとおり修正します。	
65	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	49	2	(2)	1)	①	「提案書提出時の国庫補助対象事業費は3,034,443,000円(消費税含む)とする。」とありますが、税抜き金額は、2,758,584,546円との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、事業契約書(案)別紙5「サービス購入費の支払方法」の計算式については税抜き金額に修正します。	
66	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	49	2	(2)	1)	②	サービス購入費A-2(①割賦支払金)について、「2回目以降の毎回の支払額については、消費税等相当額を含めて毎回同額となるようにする。」とありますが、2018年度の税制改正において、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されたことから、割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、サービス購入費A-2(①一時支払金)と同じ時期(令和8年3月)に一括して支払われるように変更していただけないでしょうか。 割賦元金に係る消費税及び地方消費税が、施設の引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、SPCは消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入する必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税は、割賦元金に含まれず、割賦手数料が加算されないことから、サービス購入費A-2(②割賦支払金)では、金融期間に対して借入元金と借入利息を返済できなくなるという問題が発生するためです。	同様の意見が複数寄せられたことから、サービス購入費A-2の割賦元金に係る消費税については、一括払い(令和8年3月)に変更します。変更に伴い、事業契約書(案)別紙5「サービス購入費の支払方法」を修正します。	
67	事業契約書(案)	別紙5 建設一時金	49	5	2	(2)	1)	①	建設一時金の計算で0.75を乗じることとなっていますが、1円未満の端数は切り捨てるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	事業契約書(案)	別紙5 割賦支払金	49	5	2	(2)	1)	②	割賦支払金について、元利均等払いで「2回目以降の毎回の支払額については・・・毎回同額となるようにする」とありますが、端数が生じた場合は、2回目の元本で調整するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その旨を事業契約書(案)別紙5「サービス購入費の支払方法」に追記します。
69	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	49	2	(2)		②	サービス購入費のうち割賦手数料は、「基準金利とスプレッド(事業者の提案による利鞘)に基づく割賦利息相当額の合計とする」とありますが、基準金利の見直しは全期間固定であるとの理解でよろしいでしょうか。	基準金利は本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前に事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の改定方法」記載の方法で見直しを行い、以降の見直しは行いません。	

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所					質問	回答	
			頁	項目						
70	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	50	2	(6)	1)		サービス購入費E-1には、建設期間中(以下、建中)に建設企業に建設費と消費税が支払われますが、その相当分を建中ローンとして組む必要があります。建設費の建中利息は、当該サービス購入費E-1に含まれる理解いたしますが、消費税分の建中利息は、当該に含めて記載するのでしょうか？関連して、Excel様式の1-2-3長期収支計画、1-2-4-aサービス購入費内訳書、1-2-4-b施設整備費内訳書及び様式②入札書の「金」にも「消費税、地方消費税を考慮しない金額」とありますので、建中における消費税ローンの利息の取り扱いについてご教示ください。	消費税及び地方消費税の建中利息についてもサービス購入費E-1に含めてください。 様式中の消費税及び地方消費税を考慮しない金額はあくまで市が事業者に対して払う金額(消費税の対象となるもの)に対して考慮しないということです。そのため、建中利息については、消費税ローン分も含め、消費税を考慮しない金額に該当します。	
71	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費D	50	5	2	(5)	2)		サービス購入費Dについて、各回同額にする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.73を参照してください。
72	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法 特記事項(基準金利)	50	2	(2)	1)	②		基準金利にTONA TSRが採用されていますが、市、事業者とRIFINITIVE社との間でライセンス契約が必要となるなど、基準金利設定のための費用が発生する場合は別途協議するという理解でよろしいでしょうか。	基準金利設定のためのライセンス料等の費用が発生する場合は、事業者の負担としますので、サービス購入費E-1に含めてください。
73	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	50	2	(5)				サービス購入費Dに関して、第2回以降の毎回の支払額は、消費税等相当額を含めて、毎回同額(令和8年度～令和22年度まで毎年度同額)になるのでしょうか。それとも、事業者が年度毎に異なる金額を提案することも可能であり、その場合は、当該年度分の4分の1が毎回の支払額となるのでしょうか。	サービス購入費Dに関して、実際に発生する費用は各回で異なると想定されますが、2回目以降の支払いは消費税等相当額を含めて同額となるように調整してください。また、1回目は2ヶ月分を計上してください。このことについて、事業契約書(案)別紙5「サービス購入費の支払方法」に追記します。
74	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	50	2	(2)		②		割賦金利の基準金利が提案時には0.64%となっております。事業者の提案となるスプレッドについては少数3桁で計算してもよろしいでしょうか。	スプレッドの桁数については少数3桁で提案していただいても構いません。
75	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	50	2	(5)	1)			サービス購入費Dの対象となる維持管理業務には修繕業務が含まれておりますので、サービス購入費Dは修繕業務の年度別の業務提案内容に応じて変化しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合各年度内で平準化してお支払いするとの理解でよろしいでしょうか。	No.73を参照してください。
76	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	51		2	(8)			サービス購入費A-2にかかる消費税および地方消費税相当額が一括で支払われない場合、サービス購入費A-2の割賦原価とその消費税相当額の合計に対して、割賦手数料が付されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.66を参照してください。
77	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	51	2	(8)				サービス購入費A-2における割賦支払金に相当する消費税は、『平成4年8月公表の「実施方針案・要求水準書案」に対する意見 No.2』において、一括して支払われる建付けをお願いしたいとの意見がありましたが、本スキームでは、一括ではなく分割で支払われるという理解でよろしいでしょうか？	No.66を参照してください。
78	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	51	3	(2)		②		割賦支払金は、割賦原価＋消費税及び地方消費税相当額＋割賦手数料で計算されるということは、「割賦原価」＋「消費税及び地方消費税相当額」＝「割賦元金」ということでしょうか？ P50の1行目 割賦支払金＝割賦元金＋割賦手数料となっていますので、確認した次第です。 そうすると、Excel様式1-2-5-aサービス購入費支払計画書(A-2)において、「消費税、地方消費税及び物価変動等を考慮しない金額を記載すること。」とありますが、同様式の「割賦元金」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれていることとなります。	No.11及びNo.66を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
79	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	51	3		(2)	②	サービス購入費A-2における割賦元金のうち割賦原価に相当する消費税は、一括ではなく、分割で支払われた場合(本ケース)、建設業務に相当する消費税は、建設企業に一括で支払われていることから、消費税ローン別途必要ということでしょうか? その場合、利息も発生すると思いますが、どのように記載すればよろしいでしょうか?	No.66を参照してください。	
80	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	51	3		(2)	②	割賦手数料(非課税)と記載がありますが、割賦手数料にかかる消費税が非課税との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
81	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	51	5	3	(2)	②	3 支払金額及び支払スケジュール(2) サービス購入費A-2②割賦支払金における消費税及び地方消費税相当額は、割賦元金(税込み)を61回の元利均等払いの計算をした後、各回の期間における利息を控除した各回割賦元金に10/110を掛けて算出する方法でよろしいでしょうか。また、割賦元金に含まれる消費税等(内税)を記載するものとの理解でよろしいでしょうか。	No.66を参照してください。	
82	事業契約書(案)	別紙5 サービス購入費の支払方法	55	3		(6)		サービス購入費E-1には、消費税の非課税の建中利息や保険料が含まれていますが、本記載方法では、消費税率をそのまま10%をかけて計算する様式になっています。課税と非課税と分類して記載したほうがよろしいのではないのでしょうか?	当該箇所は金額のみを記載する項目となっております計算式等は含まれておりません。修正が必要な場合は基本協定締結時に協議を行います。	
83	事業契約書(案)	別紙6 サービス購入費の改定方法	58	1		(1)(2)	1)	物価変動による改正において、サービス購入費A-2が(1)と(2)の両方にありますが、その意図をご教示ください。また、これらの改定は、同時に行うことが可能という認識でしょうか? それともどちらかが優先されるということでしょうか。	(1)で対象としているサービス購入費A-2については、近年の物価変動や提案書提出時と建設業務着工日の時間差により、変動が予測されるため、明確な指標により、変更ができる旨を事前に定めるものです。(2)については、施設整備業務全般について、想定外の物価変動が生じた場合に変更を請求することができる旨を定めたものです。サービス購入費A-2についてはお見込みのとおり(1)及び(2)を同時又は別々に請求することが可能ですが、実際に金額を変更するかは協議によります。	
84	事業契約書(案)	別紙6 サービス購入費の改定方法	58	6	1	(2)	1)	(2)施設整備業務に係る費用(建設業務に係る費用を含む)の改定に統括管理業務に係るサービス購入費E-1を追加頂けませんか。	施設整備業務には事業契約書(案)別紙1「用語の定義」に記載のとおり、統括管理業務(サービス購入費E-1)を含めています。別紙6「サービス購入費の改定方法」が誤りのため、修正します。	
85	事業契約書(案)	別紙6 サービス購入費の改定方法	60	2		(2)		金利確定日は、「令和8年1月31日の2銀行営業日前」とありますが、金利は令和8年1月29日(木)に確定するとの理解でよろしいでしょうか。令和8年1月31日は土曜日であることから、仮に施設引渡日が令和8年1月30日(金)に変更となると、金利確定日が令和8年1月28日(水)になることから、確認をお願いいたします。	お見込みのとおり令和8年1月31日の2銀行営業日前の令和8年1月29日に金利が確定します。また、令和8年1月31日は土曜日ですが、引渡しを行います。平日に変更することは想定していません。	
86	事業契約書(案)	別紙7 1・2以外の法令等及び税制度の新設・変更の場合	61	3				「本事業にのみ特別な影響を及ぼす法令」であるかどうかは、どのような基準で判断するのでしょうか。例えば「本事業のみ」に限らず本事業と類似のPFI事業にも特別に影響を及ぼす法令の新設・改正については本項に該当する理解でよろしいでしょうか。	前段につきまして、本事業に直接関係する法令とご理解ください。後段につきまして、「類似」の判断にもよりますが、お見込みのとおり、本事業と類似のPFI事業の両方に適用される法令も含む可能性が高いと考えます。	

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
87	事業契約書(案)	別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	62	1					施設整備業務期間中に不可抗力が発生した場合、その累積金額の1%を超えた市の負担金は、引渡し後のサービス購入費に加算されるとの理解でよろしいでしょうか。それとも別途の一時金として支払われるのでしょうか？	引渡し後に支払うサービス購入費に加算します。
88	事業契約書(案)	別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	62	2					維持管理業務期間中に不可抗力が発生した場合、その累積金額の1%を超えた市の負担金は、サービス購入費の当該年度の4回目に加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には当該年度の4回目の加算となりますが、市の予算措置の状況によっては3回目以前の加算となる可能性もあります。
89	事業契約書(案)	別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	62						A-1、A-2、B、C及びE-1の各サービス購入費(の対象業務)ごとに不可抗力損害を累計し事業負担額をそれぞれ算定する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	事業契約書(案)	別紙8 保険金	62	8	3				「保険金」には別紙4に記載されている市が維持管理業務期間中加入を予定されている公益社団法人市有物件共済会の建物総合損害共済により支払われるものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	事業契約書(案)								P.37～P.38がありませんが、欠番という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですので、修正します。
92	要求水準書	設計業務の工事区分(既存施設解体撤去・杭撤去業務)	3	1	1-2	(3)	2)	② ③	工期短縮、工事費用の縮減を図るため、建設工事と解体工事を同時期に施工することが想定され、仮囲いや養生敷き鉄板の兼用使用、その他、建設工事における杭打設や基礎工事の効率化のため、解体撤去工事における埋戻し、整地を一部省略し、建設工事に引き継ぐことも可能と考えられます。これらのことから、設計に際し、要求する工事内容の想定があればご教示ください。	既存施設の解体を含めた施設建築物の設計、建設、その後の維持管理を行うPFI事業であり、事業者の責任のもとで作業安全性の確保、効率的で経済的な観点も踏まえて工事内容を精査され、事業計画等をご提案いただくものと考えております。一方で、国の交付金等も活用した公共事業であることから、建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務の工事内容については適切に区分し、業務を実施していただく必要があります。このことから、各数量積算などにおいては、市と十分に協議して進めていただくようお願いいたします。
93	要求水準書	解体撤去・杭撤去設計業務	3	1	1-3	(3)	2)	③	実施方針(案)・要求水準書(案)に対する質問の回答No.33より、「県から市が取得される既存施設は、解体撤去・杭撤去設計完了時までに取得予定」とのことですが、解体撤去・杭撤去設計のために必要なアスペクト調査等は貴市が既存施設を取得する前に実施できるとの理解でよろしいでしょうか。	事前調査が適切に行えるよう県と調整を図ります。
94	要求水準書	事業期間	5	1	1-3	(7)	2)		地域住民への説明会開催時期、富山市の出席有無、地域住民の範囲等はどのような考えですか。	設計、建設又は既存施設の解体・撤去の内容について、それぞれ説明会を行うこととなります。開催時期、開催方法については、対象の地域住民との調整の上、決めていくこととなります。説明会の主催は事業者となりますが、本市も同席します。説明内容により、対象が異なるため、それぞれの対象者などと協議の上、決めていくこととなります。
95	要求水準書	富山市情報セキュリティポリシー	8	1	1-4	⑬			「富山市情報セキュリティポリシー」における「管理区域」に相当する諸室を想定している場合はご教示ください。	職員室、校長室、保健室、事務室、会議室、金庫室、印刷室が想定されます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所					質問	回答	
			頁	項目						
96	要求水準書	富山市情報セキュリティポリシー	8	1	1-4	㉓		<p>「富山市情報セキュリティポリシー」におけるネットワークの基幹機器及び重要な情報システムの設置予定がある場合、想定している機器概要（ネットワーク体系図など）、設置場所、サイズ、数量等をご教示ください。</p>	<p>機器概要は、体系図のとおりです。設置箇所については、原則ONUのみ職員室に設置としますが、提案いただく職員室の配置によっては変更が可能です。その他の機器の設置場所、サイズ、数量は提案に委ねます。体系図を要求水準書に追加します。</p> <p>教育ネットワーク体系図</p> 	
97	要求水準書	計画の考え方	17	2	2-1	(2)	イ	②	<p>南側道路の拡幅が検討されているとのことですが、解体・建設の工事ルート確保を踏まえ橋掛けは事業開始後すぐを検討しております。供用開始時期はどのようにお考えですか。</p>	<p>市道水橋池田館中村線の拡幅に伴う施工時期については、令和6、7年度（工期：各年ともに秋着工から翌3月末完成）を想定しており当該拡幅に伴う部分の供用開始時期については、今後道路管理者等との協議によりますが工事完了後の翌年度（令和8年4月）を見込んでいます。</p> <p>また、当該市道周辺については、令和8年度まで当該市道を含め、ほ場整備（県事業）が施工されていることに留意いただくとともに、別に整備中の市道水橋伊勢肘崎線の工事とも調整が必要と想定されます。</p> <p>このことから、本事業の解体・建設工事における工事関係車両のルートとした計画については、調整を含めて難しいものと考えております。これらを踏まえた搬出入や仮設計画としていただくようお願いいたします。</p>
98	要求水準書	配置計画	17	2	2-1	(3)	1)		<p>校門から昇降口、校舎周囲、屋外運動場など、児童生徒が利用する範囲に段差がつかないように計画すること、とありますが根雪対策として建物のFLは地盤面より50cm程度高くすることが求められております。このため上記範囲において適切にレベル差の解消が図れる計画であれば段差があっても問題はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。バリアフリーに考慮し、校門から昇降口まで、スロープ等を設置してください。</p>
99	要求水準書	計画の考え方	17	2	2-1	(3)			<p>市道側の用水路とは別に旧水橋高校側にも排水路（下写真の赤線参照）がありますが、同じ用水管理者が管理しているのでしょうか。所有者をご教示ください。</p> 	<p>令和4年度中に境界が確定し、所有者がわかる見込みです。</p>

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
100	要求水準書	動線計画・セキュリティ計画	18	2	2-1	(3)	2)	⑦	『本敷地のセキュリティ対策及び～フェンス及び門扉等を設けること～部外者が容易に入ることができないよう配慮すること』とありますが、日中夜間の開閉や施錠など具体的な運用上の想定がございましたらご教示ください。	<p>セキュリティに関する運用としては、以下の3段階で想定しておりますが、提案を拒むものではありません。</p> <p>①通常時(日中)、②通常時(夜間開放)、③非常時</p> <p>「①通常時」の場合 児童生徒の登校後～下校前までの時間帯は、「児童生徒の活動範囲(グラウンドや校舎)」と「それ以外の部分(アプローチや駐車場など)」の間を施錠(フェンス、門扉、電子錠など)し、児童生徒の活動範囲における安全を確保します。 この場合、アプローチや駐車場などへは、入ることが可能であり、給食搬入作業、ゴミ収集、スクールバスの待機などが支障なく行えるようにする必要があります。 当該時間帯の来訪者や遅刻してきた児童生徒へは、玄関前のインターホンにより対応・確認後、開錠(遠隔操作)、場合によっては玄関まで出迎えます。 児童生徒の下校後は、児童生徒用の昇降口を施錠し、最後の職員は、職員用玄関から帰宅します。</p> <p>「②通常時(夜間開放)」の場合 夜間開放部分への入口のみ、夜間利用者による開錠が可能とし、建物内部は管理シャッターにより、開放エリア以外へは進入できないようにします。 夜間利用者は、利用後に施錠し、帰宅します。</p> <p>「③非常時」の場合 敷地外周のフェンス及び門扉等は、付近で不審者が発生した場合など、不測の事態が生じた場合に使用します。 非常時の来訪者へは、門扉前のインターホンによる対応を行うこととなり、入れても大丈夫と判断した場合、教職員が門扉まで行き、開錠することになります。</p>
101	要求水準書	動線計画・セキュリティ計画	18	2	2-1	(3)	2)	⑥	夜間に利用する地域開放の利用者の主な属性をご教示いただけますでしょうか。	夜間に利用する地域開放の利用者の主な属性は、PTA、地元スポーツクラブ、企業スポーツクラブ等が考えられます。
102	要求水準書	動線計画・セキュリティ計画	18	2	2-1	(3)	3)		統合校の地域開放ゾーンの想定利用団体・利用用途をご教示いただけますでしょうか。曜日や時間帯などすでに調整されている内容がございましたら一覧表など開示いただくことは可能でしょうか。	<p>想定される利用団体・利用用途は、以下のとおりです。</p> <p>PTA:会議 地元住民:会合 地元スポーツクラブ:練習 企業スポーツクラブ:練習 少年スポーツクラブ:練習 等</p> <p>上記に関しては、現在、日や時間帯などすでに調整されている内容はありますが、既存の学校では平日は夜間、休日は午前・午後・夜間の利用としています。 また、地域健全育成室に関しては、放課後や夏季休暇などを開放予定としていますが、具体の期間、時間帯に関しては、ボランティアや地域との話し合いの上で、決定していくこととなります。</p>
103	要求水準書	エレベーター	19	2	2-1	(3)	3)	ア ④	「地域開放ゾーンと他のゾーンは区分するが、エレベーターと便所は兼用するものとし、」とありますが、エレベーターを2基設置する提案は不可と考えてよろしいでしょうか。	エレベーターを2基以上設置する提案は不可とします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
104	要求水準書	施設の機能及び性能に関する要求水準	19	2	2-1	(3)	3)	ウ	③	「～パソコン等の情報セキュリティの観点から管理ゾーン内に明確なセキュリティラインを定め～」と記載がありますが、「管理ゾーン」の想定諸室をご教示ください。	職員室、校長室、保健室、事務室、会議室、金庫室、印刷室が想定されます。
105	要求水準書	職員室配置	20	2	2-1	(3)	3)	エ	⑦	「給排水設備を有する室は、職員室の直上には配置しない」とありますが、給排水設備配管が職員室の天井内を通過しなければ職員室の上階に給排水設備を有する室を配置することも可能でしょうか。	給排水設備を有する室を職員室の直上に配置することは不可とします。
106	要求水準書	ICT環境整備	20	2	2-1	(3)	4)		③④	ICT環境等の整備を重視し、各教室において・とあり設備環境の整備が必要と想定されますが、資料7及び資料8のリストにおいてこれらの必要数量の(一部を除き)記載がございません。資料9のICT環境等の整備の考え方にに基づき、設置数量については事業者による提案、という認識で良いでしょうか。 また統合元校での使用中のICT環境が想定されますが、資料8(参考資料)移設品リストにこれらICT機器について(一部を除いて)記載がございません。移設されない想定での提案という認識で良いでしょうか。	パソコン、タブレットは市で調達します。 本事業では、別紙7、8の什器備品を調達いただくほか、ICT環境にとって適切なものがあれば提案をお願いします。 提案がない部分については、統合元校で使用しているICT機器を移設することで、ICT環境を確保していくこととなります。
107	要求水準書	計画の考え方	21	2	2-1	(3)	5)	イ	④	屋根は陸屋根・シート防水を基本とするとなっておりますが、除雪・メンテナンスを考慮し、アスファルト断熱防水仕様で検討してもよろしいですか。	アスファルト断熱防水の場合は、防水性能の面での信頼性については承知しておりますが、漏水時の補修が難しく、大掛かりなものとなる場合が多いと考えております。 一方、シート防水の場合は、漏水箇所の発見が容易であり、早期な補修対応が可能であること、補修も容易なことから、シート防水を基本としています。 このことから、アスファルト断熱防水仕様は、控えていただきますようお願いいたします。
108	要求水準書	計画の考え方	22	2	2-1	(3)	5)	イ	⑩	屋上点検用の昇降タラップを設置し、児童生徒が立ち入らないような対策とありますが、立山連峰の眺望等の活用を考慮し十分な安全対策を施すことを前提に屋上活用を検討してもよろしいですか。	原則、児童・生徒の立ち入りが発生する屋上の活用は認められませんが、屋上への出入りを行う場合は、十分な安全対策と共に、教職員による同伴が必須となり、制限された状況で限定的な使い方となることが想定されます。要求水準書の表現を修正します。
109	要求水準書	施設の機能及び性能に関する要求水準	24	2	2-1	(4)	3)	ア	②	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用との記載があるが申請要件を満たし本補助金を獲得できた場合の補助金受領者は富山市と考えて良いですか。	お見込みのとおりです
110	要求水準書	施設の機能及び性能に関する要求水準	24	2	2-1	(4)	3)	ア	②	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用との記載があるが申請要件を満たす場合の発注形態はどのようになりますか。	補助金の申請者は市となります。
111	要求水準書	施設の機能及び性能に関する要求水準	24	2		(4)	(3)	エ		工事残土の中にセメント混じりの杭残土は含まれると考えてよろしいですか。	セメント混じりの杭残土は、産業廃棄物となります。 適正な処理、適正な手続きを経れば再利用可能ですが、騒音等の問題もあり、具体的な内容については、環境政策課廃棄物対策係にお問い合わせください。
112	要求水準書	施設の機能及び性能に関する要求水準	27	2	2-1	(6)	1)	イ	⑤	「庁内LAN(LGWAN)は事務員が常駐する室に設置すること」とは「事務員が常駐する室には庁内LANに接続可能な情報コンセントを設置する」という理解で良いでしょうか。	事務員が作業する室には庁内LANに接続可能な情報コンセントを設置してください。 「事務員が作業する室には庁内LANに接続可能な情報コンセントを設置する」に要求水準書の表現を修正します。 No.214も参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
113	要求水準書	施設の機能及び性能に関する要求水準	28	2	2-1	(6)	1)	エ	②	「特殊簡易公衆電話(通称:ピンク電話)(1回線)を設置できるスペースの確保～電話機の調達、設置、開通を適切に行うこと。」とありますが、資料7には内線用電話機について記載無いため、事業者はピンク電話の設置に係るスペースの確保及び配管配線工事のみを行う理解でよろしいでしょうか。 またピンク電話に関する契約並びに管理等は貴市が行うものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	要求水準書	設備計画の考え方	28	2	2-1	(6)	1)	エ	⑦	校内放送設備の配線仕様が、非常放送設備に対応するものとされていますが、スピーカの設置間隔は非常放送と同じ間隔でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	要求水準書	警備・防災設備	29	2	2-1	1)	ク	③	「③ AED 設備を職員室又は保健室近傍に1箇所、各体育館に2箇所設けること」とありますが、資料7では保健室に1個、アリーナ(前期課程)に一式と記載されています。備え付ける場所および台数はどのように考えればよろしいでしょうか。ご教示ください。 例えば、以下の想定でしょうか。 保健室に1箇所(1台) アリーナ(前期課程)に1箇所(1台) アリーナ(後期課程)に1箇所(1台)	要求水準書の方が正しく、保健室近傍に1箇所(1台※保健室内だと施設時に使用不可となるため、近傍としています。)、アリーナ(前期課程)に1箇所(1台)、アリーナ(後期課程)に1箇所(1台)を想定しております。 資料7を修正します。	
116	要求水準書	設備計画の考え方	29	2	2-1	(6)	1)	カ		音響設備の整備でホーダブルタイプも可能と書かれていますが、ホーダブルタイプをどの室に使用するかは、提案としてよろしいでしょうか。	提案として良いです。
117	要求水準書	融雪の範囲	31	2	2-1	(6)				融雪の範囲は児童生徒・職員の歩行通路及び職員・搬入業者車両の車路としてよいですか。	融雪の範囲は、主として、駐車場、車路、アプローチ部分など登下校に関する動線を想定しており、その他の範囲についても建物配置や動線計画によっては、より良い提案を期待しています。
118	要求水準書	施設の機能及び性能に関する要求水準	31	2	2-1	(6)	2)	ウ	②	現状、市内の小中学校にて感染予防対策として使用している設設備や施設の機能、運用方法について情報がございましたらご教示ください。	「設備面」では、扇風機の活用、玄関での熱測定機。 「施設の機能」としては、特に情報はありません。 「運用方法」では、式典時に体育館に集まる人数を減らすため、式典の様子を各教室に同時配信し、人数を分散させることで、密にならないようにしています。 その他は、手洗いや廊下側の窓を開けて風通しを確保するなど、一般的な対策を行っております。
119	要求水準書	給水引込に関して	31	2	2-1	(6)	3)	イ	①	県道(水橋停車場水橋小路線)の水道本管150φから引込とありますが、事業予定敷地と距離があり公道内を分岐延長となります。事業予定地直近まで公道内を上下水道局工事で延長していただけたらと考えてよろしいでしょうか (資料2 事業予定地設備インフラ現況図 参照)	北側にある校門から県道までの敷地は、公道ではなく事業敷地となります。 よって、県道からの引き込みに関しては、本市上下水道局の手順に従い、引き込みを行っていただくことを想定しております。
120	要求水準書	既設井戸	31	2	2-1	(6)	3)	イ	⑥	「既存井戸を埋戻し、新規に井戸を設ける事」とありますが、新規に井戸を設けず、既存井戸をオーバーホールの上、校庭散水、雑排水等に使用してよろしいですか。	長期にわたって新設井戸と同等の水準を確保できるものとして、既存井戸をオーバーホールの上、校庭散水、雑排水等に使用することを可能とします。 要求水準書(P55.2.2-2.(4).5.④)を「既存の井戸を埋戻し、新規井戸を設けること。ただし、新規井戸に求める同等の性能・水準を確保するため、必要な措置(オーバーホール等)を施して使用する場合には、この限りではない。」に修正します。
121	要求水準書	屋外消火栓	32	2	2-1	(6)	3)	オ	①	「屋外消火栓等の設置対象施設とならないように計画すること。」とありますが、1階及び2階の合計床面積が9,000㎡未満となることを想定されているということでしょうか。	屋外消火栓等の設置に伴う費用面や維持管理への影響が大きいは考えますが、事業規模における提案(プランニング)を過度に制限しているため、要求水準書を見直し、屋外消火栓等を設置する計画を可能とします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
122	要求水準書	衛生設備等	32	2	2-1	(6)	3)	カ	②	便所または便所近傍の手洗い等について、手洗いや水飲み、掃除用途以外で、特定の用途を想定し、通常の仕様とは異なる整備方法が必要であれば教えてください。	手洗いや水飲み、掃除用途以外の使用用途は想定しておりません。
123	要求水準書	避難所利用を想定した 施設計画	33	2	2-1	(7)	1)			要求水準書(案)の質疑No.108への回答に記載の「被災者数を基に算出する物品」と「その他資機材」は学校側で購入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	要求水準書	学校の施設安全性の確保	34	2	2-1	(7)	3)			窓の腰高さは1100mm以上とありますが、1階部分及びバルコニーなど安全が担保される部分については1100mm以下としてよろしいですか。	1階部分又はバルコニーなどがあり、安全性の担保が明らかな部分については1100mm以下としても構いませんが、設計段階で市との協議の上、最終決定していきます。
125	要求水準書	校舎共通	34	2	2-2	(1)	1)	④		日課表とは貴市もしくは児童生徒が設置するもので、本事業での整備は資料8の掲示板を調達・設置するものとの理解でよろしいでしょうか。掲示板のサイズ等、ご指定があればご教示ください。	日課表は、市が紙で印刷したものを貼ることを想定しております。よって、掲示可能なスペースの確保をお願いします。
126	要求水準書	什器・備品調達	34	2	2-2	(1)	1)		⑦	設備や備品は新しい学習に対応できるものとし、・・とあり、特別支援教室(後期課程)、通級でスリット付き天板拡張ツールをご要望されています。こちらは端末導入による新しいツールと想定されますが、普通教室への採用は不要という認識で良いでしょうか。	「スリット付き天板拡張ツール」は、記載誤りです。児童生徒による破損の可能性が高いものと考えられるため、使用しません。資料7から削除します。
127	要求水準書	諸室計画	34	2	2-2	(1)	1)			SPCの維持管理業務担当者が利用する事務室、更衣室等を設置してもよろしいでしょうか。その場合の面積、位置等の要件をお示しいただけますでしょうか。	担当者の常駐等が必要な場合など、業務の内容・来校頻度等を踏まえ、適切且つ必要最小限の室の提案をいただくことは可能です。ただし、事業終了後の利活用も考慮した提案として下さい。
128	要求水準書	普通教室等	35	2	2-2	(1)	2)	ア	①	統合元学校から普通教室へ移設する電源キャビネットは全学年の教室数分カバーできるものとの理解でよろしいでしょうか。また、特別支援教室等、多目的教室へ移設する電源キャビネットおよび類似する必要な機器はないものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
129	要求水準書	普通教室等	35	2	2-2	(1)	2)	ア	①	統合元学校から普通教室へ移設する電源キャビネットとは、資料8(参考資料)のクロムフックキャビネットとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、全ての統合元校から必要な分だけ移設していただくこととなります。
130	要求水準書	普通教室等	35	2	2-2	(1)	2)	ア	①	移転について、電源キャビネットについて、通電確認及びタイマーの設定・作業を含めますでしょうか。また不具合がある場合、是正が必要でしょうか。	電源キャビネットの通電確認及びタイマーの設定・作業・不具合是正は、事業範囲に含みません。本市(教育センター)にて対応します。
131	要求水準書	諸室計画	36	2	2-2	(1)	3)	イ	③	実験用直流電源装置は備品タイプのポータブル直流電源装置と考えますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	要求水準書	理科教室	36	2	2-2	(1)	3)	イ	④	要求水準書における理科教室とは、資料7および8における理科室1～3を指すものとの理解でよろしいでしょうか。この場合、④収納棚の仕様「棚は外部から内部に収納している物品等が見えるもの」とは、資料8の理科室1～3の収納棚に対して要求されているものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	要求水準書	理科教室什器	36	2	2-2	(1)	3)	イ	⑥	理科教室は3室とも同じ設えの机や椅子、収納設備等を整備すること、と記載ございますが、資料8の各理科室の生徒用実験台の天板仕様がそれぞれ異なる記載となっております。この天板仕様については資料8に準じたもので設置する、という認識で良いでしょうか。また理科室3の生徒用実験台についてR型と記載ございますが、こちらは天板が半円形状のモノという認識で良いでしょうか。	資料8の各理科室の生徒用実験台の天板仕様がそれぞれ異なる記載となっておりますが、仕様については、提案としていただいて構いません。また、R型については、例示であり、指定ではありません。運用としては、後期課程での理科の先生が2人配属されることを想定しており、各先生が各理科室を使用します。残る1室の理科室は、前期課程の乗り入れ教育として、理科室を使用した授業を想定しております。
134	要求水準書	特別教室	38	2	2-2	(1)	3)	ク		図書の冊数は、前期課程11,000冊、後期課程12,000冊で、いずれも統合元学校から引越しを行う事。とありますが、資料8に記載がありません。移設元学校名を示してください。	図書室で必要となる前期課程11,000冊、後期課程12,000冊についての選別は、R7年度までに決めていくこととなります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
135	要求水準書	調理・被服室	38	2	2-2	(1)	3)	キ	②	「冷蔵庫の設置スペースを設け～」とありますが、調理・被服室に配置予定の冷蔵庫のサイズ・台数等をご教示ください。 また、本事業で調理・被服準備室に調達、設置を行う冷蔵庫(315L)とは別に貴市にて配置予定との理解でよろしいでしょうか。	調理・被服室に配置予定の冷蔵庫は、本事業で調理・被服準備室に調達、設置を行っていただく冷蔵庫(315L)1台を基本としています。 資料8(参考資料)にも、冷蔵庫が記載されておりますが、年数が経過しておらず、状態が良い場合に、既存冷蔵庫の利用を行う場合があり、その際は費用負担等について協議とさせていただきます。
136	要求水準書	保健室等	41	2	2-2	(2)		カ	⑦	「保健室前廊下には、担架を備付けること。」とありますが、資料8(参考資料)に記載の担架の移設は確定しているとの理解でよろしいでしょうか。	資料8(参考資料)に記載の担架の状態が良ければ、既存担架を移設する場合があります、その際の費用負担等について協議とさせていただきます。
137	要求水準書	郷土資料室	41	2	2-2	(2)		ク		郷土資料室は、有効な活用を考慮すると、展示物の定期的な入れ替えが必要と思われませんが、これは今回の事業で継続的に行うものでしょうか。	お見込みのとおり、郷土資料室(コーナー)の展示物については、定期的な入れ替えが必要と考えます。 展示物の運用については、学校において行うこととなりますが、開校時においては、提案をいただきたいと考えております。 郷土資料室の形態については、学校で有効に活用していきやすい形態の提案をお願いします。
138	要求水準書	壁面保護材	45	2	2-2	(2)		テ	④	「廊下壁は、給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材を、また、柱等には、適宜コーナーガード等を設置すること。」とありますが、給食運搬用ワゴンが通過する廊下壁すべてにストレッチャーガードを設けると考えてよろしいでしょうか。また、給食運搬用ワゴンが通過しない廊下壁はストレッチャーガードは不要と考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともお見込みのとおりです。
139	要求水準書	管理諸室等	46	2	2-2	(2)		ナ		雑庫は、保管物を直接、屋外へ搬出入できるように計画し、土間とすること。シーズンオフの保管場所(雪囲いの資材、除雪機、ママさんダンブ20台、スコップ他)・・・とありますが、除雪機以外は、資料8引越し備品候補リストにありませんが、引越し備品と考えてよろしいですか。	資料8引越し備品候補リストは、参考資料としてとらえ、状況に応じて個別協議とさせていただきます。 雑庫に記載している内容をもとに、使い方を想定し、室内の提案をお願いします。
140	要求水準書	エレベーター	46	2	2-2	(2)		ト	④	P-15-CO-45とは、想定しているエレベーターのサイズ規格でしょうか。	P-15-CO-45とは、想定しているエレベーターのJIS規格ですが、同じ規格でも、かごサイズ等の仕様が若干異なっているため、その中でも給食運搬用ワゴンが2台運搬出来るサイズ、仕様としてください。
141	要求水準書	後期アリーナ	48	2	2-2	(2)	2)	イ	⑪	可動ステージのサイズをご指定ください。	資料8建設業務に含む什器備品リスト(壁面収納ステージ)を参照してください。
142	要求水準書	ピロティ	50	2	2-2	(2)		ケ	②	「地面をグラウンドと同じ舗装とし、」とありますが、運動可能な舗装であれば必ずしもグラウンドと同じ舗装でなくてもよろしいでしょうか。	ピロティの地面については、屋外における学校活動の場と同等の安全性(耐久性など)の確保はもとより、清掃など維持管理、修繕・メンテナンスの容易さや経済性に加え、直接の日射が見込めない環境であることや排水に関して留意が必要であることなど衛生面にも配慮が必要と考えられます。 こうした観点も踏まえ、要求水準で示す性能を満たす場合は、グラウンドと同じ舗装以外の提案についても許容します。上記内容にて要求水準書を修正します。
143	要求水準書	集会室(地域児童健全育成室)	51	2	2-2	(2)		シ	②	「地域児童健全育成室の運営を想定」とありますが、日中は学校も利用するのでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、地域児童健全育成室を運営する地域ボランティアとの協議によっては、専用的に使用することが考えられます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答		
			頁	項目								
144	要求水準書	集会室(地域児童健全育成室)	51	2	2-2	(2)		シ	⑧	⑧に記載されている「10㎡の管理者室」と「調理が行える流し台とIHコンロ」と「4畳程度の静養スペース」は別々のスペースなのでしょうか。もしくは管理諸室の中に調理スペースと静養スペースを設けるのでしょうか。	「10㎡の管理者室」と「4畳程度の静養スペース」は、兼用しても構いません。 「4畳程度の静養スペース」と「調理が行える流し台とIHコンロ」は、指導員が把握しづらい状況で、児童が流し台での怪我が想定されるため、別々のスペースとしてください。 少ない指導員で運営するため、「10㎡の管理者室」、「4畳程度の静養スペース」、「調理が行える流し台とIHコンロ」へは、地域健全育成室の場からでも容易に様子を伺いやすい形態が望ましいです。	
145	要求水準書	集会室	51	2	2-2	(2)		シ	④	集会室に「収納スペースを確保すること」とありますが、収納等は地域児童健全育成室の運営をされる団体様が調達、設置するもの、もしくは(参考資料)移設(引越)し備品候補のリストに記載のロッカー及び本棚を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
146	要求水準書	ランチルーム	51	2	2-2	(2)	2)		サ	⑤	地域への研修室として開放を想定しており、スクリーンなどのAV環境を整え、ICTに対応していること、と記載ございます。 資料8のリストで映写対応ホワイトボードをご要望されていますがこちらがスクリーンに相当するものという認識で良いでしょうか	お見込みのとおりですが、ホワイトボードとスクリーンを別で提案していただくことも可能です。
147	要求水準書	校門	54	2	2-2	(4)	1)			②	校門には門扉等を設置しとありますが、開かれた施設計画とするため、門扉等は設置せず、他の方法で運営、安全管理を行ってもよろしいですか。	学校現場においては、近年、セキュリティに関する意識が高まっております。不審者が発生した場合など、不測の事態が生じたなどの非常時を想定し、校門には門扉等を設置し、施錠可能にして下さい。
148	要求水準書	その他	55	2	2-2	(4)	5)			④	新規に井戸を設けることとありますが、必要な水量が確保できれば井戸の深さは自由に判断してもよろしいですか。	融雪時における井戸枯れも考慮した上で、必要な水量が確保できれば井戸の深さは自由に判断しても良いです。
149	要求水準書	外構排水計画	56	2	2-2	(4)	5)				「雨水の排水先については、敷地内の排水流域を調査し、現状からの大きな変更を伴わないこと、また排水量については、既存の水路への負担を現況より増大させないよう配慮すること」とありますが、現況調査及び排水計画検討のベースとなる既存施設の雨水排水計画図等(排水流域及び排水量がわかる図面)をご提示頂くことは可能でしょうか。不可の場合、現況の排水流域及び排水量については想定試算となりますが、よろしいでしょうか。	既存施設の雨水排水計画図等については、閲覧資料の既存図面以外にお示しできるものが無いため、現況調査に基づき、想定試算をしていただくこととなります。 なお、排水先である東側の川原田川は、溢水被害を起こすことが度々あり、地域住民は雨水排水計画に対する関心を高く持っておられます。 このため、一次貯留機能があるなど、分かりやすい計画が望ましいものと考えられます。 建物内に立ち入らない場合については、事前に市へ見学日時を連絡の上、敷地内を見学していただいで構いません。
150	要求水準書	統括管理業務実施体制	57	3	3-1	(4)					「建設業務責任者」と「既存施設解体撤去・杭撤去業務責任者」は兼任が可能との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第28条及び第29条に記載のとおり「建設業務責任者」と「既存施設解体撤去・杭撤去業務責任者」の兼務はできません。
151	要求水準書	統括管理責任者等の設置	58	3	3-1	(4)	1)				「統括管理責任者」は本施設への常駐または補佐等の設置については任意であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
152	要求水準書	各業務の責任者の配置	58	3	3-1	(4)	3)				市とSPCとの会議体については、維持管理期間中は「定期的に協議」とされているほか、建設業務期間中は要求水準書P.75で「モニタリング実施や定例会議実施」と触れられていますが、会議体の構成者や開催頻度は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	項目					
153	要求水準書	建設業務 総則 その他	73	6	6-1	(5)	5)	「事業者は、受注時、登録内容変更時及び完了時に工事実績情報を作成し、市の確認を受けたのちに、(一財)日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出すること。」とありますが、事業者から建設業務を受託する建設企業(分離発注の場合は各建設企業)による登録の実施および登録内容確認書を貴市へ提出するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
154	要求水準書	既存施設解体撤去・杭 撤去業務	78	7	7-1	(2)	①	杭撤去工事において、既に折れている杭または劣化等により施工中に折れた杭も完全撤去が義務となりますか。またその場合の工期及び費用はどのように考えればよろしいでしょうか。	原則、事業者の責任において、全数・全撤去としております。ただし、残存せざるを得ない場合など、状況に応じ、個別に協議し、判断することとなります。
155	要求水準書	既存施設解体撤去・杭 撤去業務における基本 事項	78	7	7-1	(1)		既存施設解体撤去・杭撤去業務における基本事項に「既存施設(基礎、杭等含む)及び事業予定地内の樹木、工作物、地中埋設物及び擁壁等の構造物全てについて、解体撤去、処分し、敷地を整備すること。」とありますが、使用可能な樹木と使用可能な工作物について、既存のまま生かして利用する提案は可能でしょうか。また移植の可能な樹木を移設して利用する提案は可能でしょうか。	植栽、工作物に関しては、移植等の再利用を行うことの協議については可能ですが、樹木は年月が経っており管理が大変であること、工作物に関しては劣化具合や構造的なリスクから、全て撤去・処分を原則としています。
156	要求水準書	既存施設の解体・撤去 業務	81	7	7-2	(1)	2) ①	スタンドグラスは「～移設が行われるまでSPCにおいて保管しておくこと。」とありますが、本事業の敷地に事業者が保管するという理解で宜しいでしょうか。	保管場所、物品管理は事業者の責任による保全を前提として、事業者のご提案に委ねます。
157	要求水準書	既存施設の解体・撤去 業務	81		7-2	(1)	2) ①	「閲覧資料3水橋高等学校アスベスト調査結果によるアスベスト除去対象部分については入札価格に計上すること」 ありますが、先日の見学会で第2期校舎の機械室・ポンプ室・ボイラー室の天井・壁に吹付材が確認できました。また、同機械室に煙突も存在していました。 上述閲覧資料3のアスベスト調査項目には記載がありませんでしたが、これ以外の分析結果があればご提示願います。	アスベストに関する情報は、閲覧資料でお示した資料で全てです。 解体設計時に、事前調査を行い、確認をしていただくこととなります。
158	要求水準書	既存施設の解体・撤去 業務	81		7-2	(2)		近隣対応・対策業務で周辺施設等の外観調査を含む周辺家屋調査(事前・事後)を行い…とありますが、家屋調査対象の指定範囲あればご提示願います。	家屋調査対象の指定範囲は、特にありません。 必要な範囲をご提案ください。
159	要求水準書	解体・撤去等	81	7	7-2	(1)	2) ①	学校内のフロンガス、機器類の廃油などの処理については、富山県と調整の上、お示しますという事ですが、いつ示されますでしょうか。	フロンガスに関しては当該事業(工事)で回収していただくこととなります。 機器類の廃油に関しては、事前に回収される予定です。
160	要求水準書	既存施設の解体・撤去 業務	81	7-2	(1)	2)	①	「既存施設の一部(相山記念館部分)に使用しているスタンドグラス…」の記載は、P84(2)既存什器・備品等の統合元学校からの引越し業務「②既存施設の一部(相山記念館部分)に使用しているスタンドグラス…」にも記載されていますが、建設企業が実施してもよろしいでしょうか。	建設企業が実施しても構いません。 ただし、建設企業が行う場合でも費用はサービス購入費Cに計上してください。また、当該業務を、建設企業が実施する場合には、その業務の実施企業として当該企業を体制に記載ください。
161	要求水準書	既存施設の解体・撤去 業務	81	7-2	(1)	2)	①	「…防火水槽や道路からの乗入れ階段を撤去した箇所、及びその他必要な箇所について、道路復旧を行いこと。」とありますが、何処を指していますでしょうか。	当該敷地の道路付近は、防火水槽や乗入れ階段がないことから、要求水準書の表現を、「敷地境界周辺で工作物の撤去を行うことで、道路や水路への復旧が伴う場合、各管理者と協議の上、復旧を行うこと。」と訂正します。
162	要求水準書	既存施設解体撤去・杭 撤去業務	81	7	7-2	(1)	2) ①	「既存施設の一部(相山記念館部分)に使用しているスタンドグラスについては、本施設内に移設が行われるため、丁寧に取り外すこと。」とありますが、丁寧に取外し作業を行っても、ガラスの経年劣化により破損する可能性が充分にあると考えます。万が一破損した場合や取外し作業上避けられない欠けを想定し、完全な姿での再現以外の提案(スタンドグラスを利用した装飾など)を行うことは可能でしょうか。	スタンドグラスは事業者の責任においてそのまま移設・活用することを原則とし、万が一作業時に破損した場合の取り扱いなどについては、市との協議の上、決定するものとします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
163	要求水準書	既存施設の解体・撤去業務	81	7-2	(1)	2)	①		「解体撤去後、敷地周囲は木杭・・・の対策を講じること。」とありますが、その他安全対策が講じられている場合は不要と考えてよろしいですか。	既存施設解体撤去・杭撤去業務における敷地周囲の安全対策（完了時の木杭・トラロープの囲み等の措置）については、解体撤去にあたり敷地周囲に設置した仮囲いやパネルゲート等を適切に当該事業の他業務（建設業務等）に引き継ぐなど、敷地内への侵入防止措置等が継続して確保される場合などについてはこの限りでないものとします。 要求水準書にただし書きを追記します。 なお、工事中の安全対策の徹底などについて業者間において共有・徹底していただくとともに、仮囲い等のリース等の契約を含め、管理区分を明確していただくなどについても留意願います。
164	要求水準書	既存施設の解体・撤去業務	82	7	7-2	(1)	2)	①	PCBを保管・運搬・処理する上で必要になる各種申請・届出については貴市が行い、事業者が当該申請・届出の業務を補助するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	要求水準書	什器備品調達・引越業務	83	8	8-1	(3)			引越業務についてR8.3.31までに完了となっていますが、事前の引越準備は可能ですか。また可能であれば何時から準備可能ですか。	学校運営に影響を及ぼさない範囲において可能ですが、具体の時期に関しては、市(学校)との協議により決定することとします。
166	要求水準書	什器備品調達・引越し業務	83	8	8-2	(2)	②④		「記念碑(資料3参照)等に移設し」とありますが、基礎から外し、新たな場所へ基礎工事をして据付るような業務や校章等の取り外し作業、補修など、引越企業では難しい場合、引越業務の一部を建設企業が受託する、もしくは引越企業から再委託として建設企業へ発注することは可能でしょうか。 また、資料3の記念品等の移設に係る費用はサービス購入費Cに計上するものと理解してよろしいでしょうか。	建設企業が実施しても構いません。 再委託も可能ですが、再委託として申請ください。 移設にかかる費用はサービス購入費Cに計上してください。また、当該業務を、建設企業が実施する場合には、その業務の実施企業として当該企業を体制に記載ください。
167	要求水準書	什器備品調達・引越業務の業務期間	83	8	8-1	(1)			統合元学校からの引越業務の対象となる什器備品等を提案期間中に現地確認させていただきませんか。	統合元校移設(引越し)備品候補の見学日を設けます。詳細は、ホームページをご確認ください。
168	要求水準書	什器備品調達・引越業務の業務期間	83	8	8-1	(3)			引越業務の完了が令和8年3月31日までとなっておりますが、統合元学校の終業式等(8月の質疑回答:3月24日の終業式)を待った後に、資料3および資料8(参考資料)の記念物及び備品等の移設、引越を開始する場合、引越業務期間が極めて短期間となることが考えられます。 事業者が計画する引越業務の必要期間を確保できる時期から当該業務を開始することは可能でしょうか。 もしくは、統合元学校からの移設状況に合わせて業務完了時期を延期、変更する協議は可能でしょうか。	授業などの学校運営を考慮し、前提となるスケジュールを踏まえ、前回の質疑回答を行ったところです。 学校運営に影響が少ない物品においては、引越しの時期や業務完了時期について、延期、変更する協議も可能です。
169	要求水準書	什器備品調達・引越業務の業務期間	83	8	8-1	(3)			資料3の記念物等の移設に加えて、資料8(参考資料)移設備品リストにあるものについても終業式より前に作業させていただく協議は可能でしょうか	学校運営に影響が少ない物品においては、引越しの時期や業務完了時期について、延期、変更する協議も可能です。
170	要求水準書	什器備品調達・引越業務の業務期間	83	8	8-1	(1)			什器備品調達・引越業務の一部を建設企業が行ってもよろしいでしょうか。	建設企業が実施しても構いません。 ただし、費用はサービス購入費Cに計上してください。また、什器備品調達・引越業務を、建設企業が実施する場合には、什器備品調達・引越業務の実施企業として当該企業を体制に記載ください。
171	要求水準書	既存什器・備品等の統合元学校からの引越業務	84	8	8-2	(2)	②		相山記念館に使用しているスタンドグラスの移設については、撤去時に破損の可能性があります。細心の注意は払いますが、破損した場合は、破損箇所を新規に準備することでよろしいでしょうか。	破損箇所を新規に準備していただくことも含め、具体的な対応方法は協議により決めることとなります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
172	要求水準書	既存什器・備品等の統合元学校からの引越業務	84	8	8-2	(2)	②		相山記念館に使用しているステンドグラスの移設と、記念碑(「資料3 統合元7学校記念物等の移設リスト」参照)等を移設については、P.20 什器・備品等②と同様に撤去・設置に際して工事を伴うものについては、建設企業が実施してもよろしいでしょうか。	建設企業が実施しても構いません。ただし、費用はサービス購入費Cに計上してください。また、当該業務を、建設企業が実施する場合には、その業務の実施企業として当該企業を体制に記載ください。
173	要求水準書	既存什器・備品等の統合元学校からの引越業務	84	8	8-2	(2)	①		「既存什器・設備備品等について「資料7什器・備品等リスト」、「資料8 建設業務に含む什器備品リスト」に基づき、事業者が本施設に移設及び設置する。」とありますが、資料7及び資料8(前半1～4枚目)はすべて新規調達であり、引越対象は資料8(後半5～11枚目)の「(参考資料) 移設(引越し)備品候補のリスト」に記載の物品等をすべて移設するという理解でよろしいでしょうか。	資料7及び資料8(前半1～4枚目)は、記載の備品については、新規調達を想定しております。「(参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト」に記載の物品等については、全てを移設する訳ではありません。また、統合元校の備品全てを把握出来ている状況にありません。提案いただく内容に応じ、移設できるものを調整する必要があると考えております。
174	要求水準書	引越業務	85	8	8-2	(3)			事業者はその他什器備品調達・引越業務において必要であるとする業務を実施すること、と記載がございます。移設備品リスト以外の統合元校の備品についてはそのままの状態を残置する、という認識で良いでしょうか。例えば、残置する備品を校内の指定された場所へ集積させる、といった作業の想定は不要でしょうか。	移設する備品以外の統合元校の備品については、そのままの状態が残置するという認識が良いです。ただし、引越しの際に移動した物は現状に戻していただき、万一破損等があった場合は弁済をお願いします。
175	要求水準書	什器保管について	85	8	8-2	(2)	③⑤		什器備品の保管場所候補は、前提として各統合元校敷地内の施設という理解でよろしいでしょうか。	保管場所、物品管理は事業者の責任による保全を前提として、事業者のご提案に委ねます。
176	要求水準書	維持管理の業務範囲	87	9	9-1	(2)			維持管理業務の範囲について、什器・備品等(資料7及び資料8)の管理は含まれないという認識でよろしいでしょうか？ また、本施設引渡し日以降に貴市もしくは教職員等が別途追加、設置した設備の維持管理は対象外との理解でよろしいでしょうか？	前段につきましては、建築物等に該当し、維持管理業務の範囲に含まれるものと考えております。 後段については、お見込みのとおりです。
177	要求水準書	維持管理業務責任者の配置	88	9	9-1	(4)	1)	③	維持管理業務責任者の設置について、「構成企業の中から1名配置を行うこと」とあります。通常、維持管理業務責任者は維持管理企業から選任するものと思料しますが、その場合、維持管理企業のSPCへの出資は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の「構成企業の中から」を削除します。
178	要求水準書	長期修繕計画書、事業期間修繕計画書	89	3	9-1	(5)	4)		長期修繕計画書に記載する工事費は、事業期間修繕計画書に記載する工事費とは別と認識してよいでしょうか。	要求水準書P89に記載のとおり、長期修繕計画書は建物竣工年から想定耐用年数まで、事業期間修繕計画書は建物竣工年から事業期間終了までを対象期間としていることから、工事費等の総額は異なります。ただし、両計画書の竣工年から令和23年3月31日(事業期間終了)までの工事内容及び工事費等は一致するものと想定しています。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
179	要求水準書	長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書	89	9	9-1	(5)	4)		「長期修繕計画書および事業期間修繕計画書は、事業年度ごとに見直しを行い、前年度の2月末日までに提出すること。」とありますが、様式1-2-4-d 維持管理業務費等内訳書は事業期間修繕計画書に基づく金額であり、年度によって変動があり、毎年変更されるものとの理解でよろしいでしょうか。	長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書は事業年度ごとに見直しを行います。市から事業者への支払いについては、基本的に契約時に設定する事業契約書別紙5「サービス購入費の支払方法」のとおりのため、年度ごとに変更・精算は行いません。ただし、事業期間終了時に長期修繕費の執行残があった場合は市に返還することとします。なお、修繕業務(日常修繕に要する費用)については、年度ごとに変更・精算は行わず、事業期間終了時に執行残があった場合でも変更・精算は行いません。以上のことについて、事業契約書(案)別紙5「サービス購入費の支払方法」に追記します。
180	要求水準書	長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書	89	9	9-1	(5)	4)		長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書には「部位別工種別の工事内容・工事期間・概算工事費を記載」とあることから、実施設計終了後所定の期間までに長期修繕計画書および事業期間修繕計画書を貴市に提出するという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙1「提出図書一覧」に記載のとおり竣工時に提出することになります。
181	要求水準書	長期修繕計画	89	9	9-1	(5)	4)		維持管理業務の実施前に「本施設の竣工年から想定耐用年数までの長期修繕計画書」を市に提出することとなっております。想定耐用年数はRC、SRC造の学校用建物の法定耐用年数である47年との理解でよろしいでしょうか。	「富山市学校施設長寿命化計画」では、長寿命化のための計画的な改修を施すことで、建替え周期を80年としておりますので、これらを踏まえた提案をお願いします。
182	要求水準書	建築物の修繕	90	9	9-2	1)	e		修繕、更新の費用負担はどちらですか。	要求水準書(P97 9.9-2.(6))に記載のとおり事業者の負担となります。
183	要求水準書	建築物の修繕	90	9	9-2	1)	e		「必要に応じて修繕・更新」は、だれが、何を基準にして判断すればよいですか。	点検結果や利用者の要望等について、定例会議などで共有し、事業者の提案に基づき、市で判断することとなります。
184	要求水準書	建築設備の修繕	92	9	9-2	2)	e,f		修繕、更新、部品交換の費用負担はどちらですか。	No.182を参照してください。
185	要求水準書	建築設備の修繕	92	9	9-2	2)	e		「必要に応じて修繕・更新・部品交換」は、だれが、何を基準にして判断すればよいですか。	No.183を参照してください。
186	要求水準書	外構等維持管理業務	95	9	9-2	(3)			外構等維持管理業務の中には駐車場などの除雪業務は含まれないとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	要求水準書	修繕の判断	96	9	9-2	(6)			破損や不具合が施設の運営に支障をきたすか否かを判断するのはどちらですか。	市と事業者による協議にて、判断することとなります。
188	要求水準書	修繕の範囲	96	9	9-2	(6)			破損や不具合が施設の運営に支障をきたさない場合は事業者の修繕の対象から除いてよろしいですか。	要求水準を満たさない場合を除き、破損や不具合が施設の運営に支障をきたさない場合は事業者の修繕の対象から除いても構いません。
189	要求水準書	修繕の範囲	96	9	9-2	(6)			破損や不具合が経年劣化による場合の修繕費用は事業者の修繕対象費用から除いてよろしいですか。	要求水準書P97～98に記載のとおり事業者が長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書を策定し、事業者の費用負担により、修繕業務等を行っていくこととなります。
190	要求水準書	修繕業務	97	9	9-2	(6)			電気設備の耐用年数※を超える修繕(取換)については、長期修繕計画書に記載することでよいでしょうか。 ※例:エアコンの耐用年数10～13年	耐用年数に拘らずできる限り長期に運用することを検討いただき、必要に応じて長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に記載をお願いします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	項目					
191	要求水準書	修繕業務	97	9	9-2	(6)	③	「事業期間終了後一定期間において、修繕を要することなく基本的な性能や要求水準が保持できるよう、事業者の費用負担のもとで事業期間終了までに予防保全を実施すること。」とありますが事業期間終了後の一定期間における予防保全や日常的、定期的、法的に必要な管理点検は貴市又は貴市が別途発注する事業者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了後の予防保全や修繕業務等は本市又は本市が別途発注する事業者が行いますが、事業契約書(案)第67条第2項に記載の事業者の責めに帰すべき事由により修繕業務等が発生した場合は事業者が実施することとなります。
192	要求水準書	維持管理業務	97	9	9-2	(6)		「～不具合等が生じた場合、～事業者の費用負担のもと、速やかに原因の究明、対策の検討、修繕を行い、原状復帰を図ること。」とありますが、「不具合等」の定義が曖昧で事業者側の想定費用を算出できません。現状想定されている「不具合等」の定義や修繕・対策の費用上限等ございますでしょうか。	想定している「不具合等」の一例として、乾燥や熱による変形や錆びなどが原因となって、扉が開きづらくなるなど、施設利用にあたっての不具合などを想定しております。提案内容によっては、このような不具合が起こる可能性が変わるため、一律に修繕・対策の費用上限等を設けることは考えておりません。
193	要求水準書	修繕業務	97	9	9-2	(6)		『特に建築物の防水、外壁、内装、電気設備、エレベーター設備等の安全性等を大きく損なう劣化が生じる等の予見できるもの(前述の破損や不具合等に該当しない事象(経過観察事案)を含む)については、事業期間内において該当部分の交換や適切な修繕を完了させて本市に引き渡すこと』とありますが、例えば事業期間終了後まもなく法定耐用年数が終了するものについては、事業期間修繕計画書の中で費用を見込むという認識でよろしいでしょうか。	できる限り長期に運用することを検討いただき、必要に応じて見込んでください。
194	要求水準書	修繕業務	97	9	9-2	(6)		「要求水準を満たさない場合、破損や不具合等が生じた場合(故意による破壊等を除く)」は事業者の費用負担で修繕することとなっておりますが、破損や不具合について故意によるものかどうかを特定できないケースも想定されます。事業者負担を「劣化・摩耗」に限定するか、もしくは、「年間の負担限度額」を設定することをお願いできないでしょうか。	劣化摩耗だけでなく事業期間内に要求水準を満たすための修繕を求めます。破損や不具合が起きる可能性は、提案内容によっても変わってくることから、一律に費用限度額の設定は行いません。破損や不具合についての判断は、事業者と市が都度協議を行い、適切な判断を行います。
195	要求水準書	平面配置計画	18	2	2-1	(3)	3)	「柔剣道場については、当面は地域開放諸室の対象とはしないが、将来的には地域開放として運用する可能性が高い諸室としてゾーニング」とありますが、将来的にとはどのくらいの時期を想定されておりますでしょうか。	開校後、学校現場が落ち着いた状況で判断することになると、想定しております。
196	要求水準書	什器・備品等	20	2	2-1	(3)	4)	「ICT環境等の整備を重視し、各教室において、書画カメラ、パソコン、モニター、プロジェクタ等の情報機器や、デジタル教科書、BD/DVD映像を使用した授業を行うことを想定」とありますが、これらの機器は市で用意するとの理解でよろしいでしょうか。	パソコン、タブレットは本市にて用意します。その他の機器については、提案に委ねます。提案がないその他の機器については、統合元校より移設します。
197	要求水準書	地域性・景観性	24	2	2-1	(4)	2)	スタンドグラスは地域のシンボリックな存在であるため、本施設内の適切な場所に移設を行うこととありますが、内外装いずれでもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
198	要求水準書	屋外消火栓設備について	32	2	(6)	3)	オ	「連結送水管や屋外消火栓等の設置対象施設とならないように計画すること」とありますが、校舎や体育館の地域開放範囲を含め、屋内の動線をつなぎ、一体的に運用、必要に応じて区画しながら運用、ピロティ空間の運動利用(球技を含む)をするにあたり、1階・2階の床面積合計が9,000㎡を超える場合には、消防法施行令第19条に基づき、整備コストや維持管理を考慮して、屋外消火栓を設置する計画としてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	屋外消火栓等の設置に伴う費用面や維持管理への影響が大きいは考えますが、事業規模における提案(プランニング)を過度に制限しているため、要求水準書を見直し、屋外消火栓等を設置する計画を可能とします。
199	要求水準書	諸室計画	34	2	2-2	(1)	1)	「前面掲示板には日課表を設置する」とありますが、「様式8 建設業務に含む什器備品リスト」には「日課表」の記載がなく、市で用意するとの理解でよろしいでしょうか。	日課表は、市が紙で印刷したものを貼ることを想定しております。よって、掲示可能なスペースの確保をお願いします。
200	要求水準書	諸室計画	34	2	2-2	(1)	1)	「時計を設置すること」とありますが、「様式7 什器・備品等リスト」の品名に「掛け時計」と記載のある部屋のみ調達・設置するとの理解でよろしいでしょうか。	「様式7 什器・備品等リスト」は、必要と思われるものを記載しており、これを参考に提案をお願いします。アリーナ、柔剣道場など、掛け時計の記載がない部分においても適宜、提案をお願いします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
201	要求水準書	諸室計画	34	2	2-2	(1)	1)	①	「普通教室前に、…必要に応じて棚を設けること」とありますが、使用用途と必要寸法をご教示ください。	「必要に応じ棚を設ける」部分については、手洗いなどの形態に応じ、提案されるべきものであるため、要求水準書から削除します。	
202	要求水準書	図書室	38	2	2-2	(1)	3)	ク	⑥	「40人学級1クラスが授業できるスペース(机・椅子を設置)を確保する」とありますが、ここで記載されている机・椅子は、「様式7 什器・備品等リスト」の木製閲覧テーブル8台＋木製閲覧チェア48脚、木製閲覧テーブル円形8台＋木製閲覧チェア42脚に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、「様式7 什器・備品等リスト」は、必要と思われるものを記載しており、これを参考に提案をお願いします。
203	要求水準書	図書室	38	2	2-2	(1)	3)	ク	⑦	ノートパソコン5台は市で用意するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	要求水準書	保健室等	41	2	2-2	(2)		カ	⑥	「折りたたみ式ベッド2～3セット」とありますが、「資料8 建設業務に含む什器備品リスト」には「折り畳み式ベッド3台」と記載があります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「折りたたみ式ベッド2～3セット」が正です。資料8を修正します。
205	要求水準書	保健室等	41	2	2-2	(2)		カ	⑦	「施錠できるロッカー」とは「様式7 什器・備品等リスト」の「収納庫」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	要求水準書	保健室等	41	2	2-2	(2)		カ	⑦	「担架を備え付けること」とあります。「(参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト」の保健室に担架の記載がありますが、移設品を備え付けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
207	要求水準書	相談室	42	2	2-2	(2)		ケ	①	「下足棚を設け」とありますが、「様式7 什器・備品等リスト」および「資料8 建設業務に含む什器備品リスト」に下足棚の記載がないため、必要サイズや必要数量をご教示ください。	下足棚のサイズについては、長靴が入れられることを想定して頂き、提案をお願いします。 必要数量は、特にこちらから提示はしていませんが、統合元校での利用人数の状況や整備コンセプトを鑑み、10人程度は必要ではないかと想定しております。
208	要求水準書	相談室	42	2	2-2	(2)		ケ	③	「各相談室は、6人テーブルを配置できる規模とすること」とありますが、「資料7 什器・備品等リスト」では会議テーブルが4台しか記載がありません。相談室は6室ありますので、6台調達するとの理解でよろしいでしょうか。また関連してスタックチェアも24脚ではなく36脚調達するとの理解でよろしいでしょうか。	相談室は6室ありますので、6台必要です。 スタックチェアも24脚ではなくお見込みのとおり36脚必要です。資料7を修正します。
209	要求水準書	体育館玄関	49	2	2-2	(2)	2)	オ	③	「下足入れ及び傘立てを設置する」とありますが、「様式7 什器・備品等リスト」および「資料8 建設業務に含む什器備品リスト」に下足入れ及び傘立ての記載がないため、必要サイズや必要数量をご教示ください。	下足棚のサイズについては、長靴が入れられることを想定していただき、提案をお願いします。 特に必要数量を提示していませんが、統合元校における1日あたりの地域開放における利用人数や、一方で多人数が利用する際には下足入れを必ずしも利用していない運用状況を踏まえ、50人程度は必要と想定しております。
210	要求水準書	ピロティ	50	2	2-2	(2)	2)	ケ	④	「舞台照明等」は誤記でしょうか。	ご指摘のとおり、ピロティに「舞台照明等」は不要です。 要求水準書の当該部分を修正します。
211	要求水準書	ランチルーム	51	2	2-2	(2)	2)	サ	⑤	「スクリーンなどのAV環境を整え」とありますが、最低限必要な機器・仕様をご教示ください。	仕様については、パソコンによる説明や動画をスクリーンに投影する内容を想定しており、固定式、移動式を問いません。 大きさについては、提案していただくランチルームの規模、形態に応じ、必要なものをご提案願います。
212	要求水準書 添付資料	資料3 統合元7学校記念品等の移設リスト 移設開始可能時期と完了時期								リストにある移設品について、新校舎完成までに移設を完了する必要がありますでしょうか また、移設品の取り外し等は元7学校が、まだ使用している時に取り外し工事を行う事は可能でしょうか 記念品移設に関する開始可能時期と移設完了すべき時期をご教示ください。	開校準備期間(R8.2.1～3.31)での移設を想定しています。ただし、移設物等の多くについては、統合元校の3学期終業式以降の取外し並びに移設となることをご留意願います。 また、移設品等の状態などにより、やむを得ず取外しや移設ができない場合も想定され、その場合は市との協議により決定することとします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
213	要求水準書 添付資料	資料6 要求性能表	1~2						G回路が必要な室に○印が記入されていますが、災害拠点用としての必要な部分への電源供給とし、発電機にとられず、提案による非常電源の設置としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、G回路は災害拠点用として、必要な部分への電源供給用を意図しており、必要とする対象範囲を示しているのは、設備規模が過大とならないことを意図しております。また、電源供給方法については、蓄電池なども対象としており、発電機に限定したものではありません。維持管理にかかる費用、手間、使いやすさなどを考慮した上で、適切なものを提案して頂くようお願いします。
214	要求水準書 添付資料	資料6 要求性能表							要求水準書P27に「庁内LANは事務員が常駐する室に設置すること」とありますが、別紙6には庁内LANの設置個所に職員室、校長室の記載があります。職員室、校長室に事務員が常駐するという理解でよろしいでしょうか。	職員室、校長室に事務員は常駐しません。ただし、事務員が職員室において作業を行う可能性があるため、要求水準書(P27 2.2-1.(6).1).イ.⑤本文中)「事務員が作業する室には庁内LANに接続可能な情報コンセントを設置する」に修正します。
215	要求水準書 添付資料	資料6 要求性能表							要求水準書P27に「地域開放ゾーンには情報コンセントを設置しないこと」とありますが、別紙6には庁内LANの設置個所にアリーナ、ランチルームの記載があります。意図をご教示ください。	アリーナ、ランチルームについては、要求水準書資料6の※1に記載のとおり、選挙・避難所としての使用を想定しているため、庁内LANの設置個所としています。このため、要求水準書(P27-2.2-1.(6).1).イ.⑥本文中)「地域開放ゾーン(別途資料6に指定する室は除く)には情報コンセントを設置しないこと」に追記します。
216	要求水準書 添付資料	資料6 要求性能表							情報設備の項目における「有線」とは有線LANを接続する為の情報コンセントを設置する箇所を示し、「無線」はWi-Fiを使用した無線LANへの接続が可能な箇所を示しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
217	要求水準書 添付資料	資料7 レール・カーテンボックスの取付工事を含む什器・備品について							理科室等で暗幕(レール・カーテンボックスの取付工事を含む)が資料7にありますが、建設業務には含まず、什器備品の調達・設置業務(サービス購入費C)に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
218	要求水準書 添付資料	資料7 調理・被服室							「IHの提案の場合は、IH対応の調理器具」とありますが、IHの提案でなければ調理器具は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。統合元校のものを使用します。
219	要求水準書 添付資料	資料7 相談室							会議テーブルの個数が4となっておりますが、相談室1~6のうち4室のみ配置と理解すればよろしいでしょうか。また同相談室の備品の配置について各室どのような想定かご教示ください。	相談室は6室ありますので、6台必要です。スタックチェアも24脚ではなく36脚必要となることで、正しいです。資料7を修正します。
220	要求水準書 添付資料	資料7 什器備品リスト							GIGAスクール構想に伴う生徒デスクの大型化に対応するために、机のサイズ選定は、JIS規格に限定しないものも検討してもよろしいでしょうか。	児童生徒用の机については、児童による机の移動が頻繁に行われること、また壊れた際の汎用性も考慮していることから、サイズ選定は、新JIS規格のものとしております。
221	要求水準書 添付資料	資料7 什器・備品等リスト							美術準備室の品名「9g」とは何を指しておりますでしょうか。ご教示ください。	「実習用木脚角イス」が正であり、誤記である「9g」を修正します。要求水準書添付資料7「什器備品等リスト」美術準備室の品名「実習用木脚角イス」に修正します。
222	要求水準書 添付資料	資料7 配膳室							「資料15 配膳室・ワゴンプール関係における留意事項に記載の備品」とありますが、配膳室の留意点(一覧)における混合水栓、シンク、エアコン設備は、建設工事業務費に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。事業契約書(案)p48別紙5より、サービス購入費C(什器備品調達・引越業務)とA-2(建設業務/割賦手数料の計算あり)の区別がありますので、詳細をご教示ください。	資料15について、基本的な備品設置業務(軽微な備品の固定業務を含む)はサービス購入費Cに該当し、混合水栓、シンク、エアコン設備等の工事が必要なものはサービス購入費A-2(建設業務)に該当します。
223	要求水準書 添付資料	資料7 美術準備室							品名に「9g」とあります。改めて品名をご教示をお願いします	No.221を参照してください。
224	要求水準書 添付資料	資料7・8 什器・備品等リスト							備考欄にある寸法および仕様は、参考寸法および参考仕様と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
225	要求水準書 添付資料	資料7・8 普通教室							資料7什器備品等リストの普通教室・特別支援教室(前期課程)に手動式スクリーンの記載があります。資料8建設業務に含む什器備品リストの普通教室・特別支援教室にも手動式スクリーンの記載があります。それぞれに必要という認識で良いでしょうか。	資料8建設業務に含む什器備品リストを正としてください。資料7を修正します。
226	要求水準書 添付資料	資料8 建築備品リスト							資料8(建設業務に含む什器備品リスト)に該当する備品等は、事業契約書(案)p48別紙5のサービス購入費C(什器備品調達・引越業務)に計上するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
227	要求水準書 添付資料	資料8 (参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト							引越先のエリアが定まっていない備品については今後ご教示頂けますか。また、いつ頃決定するか見込みがございましたらご教示ください。	(参考資料)移設(引越し)備品候補のリストのものは、事業者の提案(間取り、新設備品)をもとに、移設が可能なスペースを見ながら、決めていくこととなります。掲載しているものは候補であり、必ずしも、全てを統合校へ移設することは考えておりません。卒業制作品や美術品など、展示可能なスペースや保管スペースがあれば移設しますが、足りない場合は統合元校に置いていきます。なお、あくまで参考として捉えていただき、これらのために過剰なスペースの整備を求めるものではありません。
228	要求水準書 添付資料	資料8 (参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト							水橋東部小学校を移設元とする卒業生製作4点について詳細が不明です。また、移設品リストについて現地確認させていただけませんか。	(参考資料)移設(引越し)備品候補のリストのものは、頂いた提案(間取り、新設備品)をもとに、移設が可能なスペースを見ながら、決めていくこととなります。掲載しているものは候補であり、必ずしも、全てを統合校へ移設することは考えておりません。卒業制作品や美術品など、展示可能なスペースや保管スペースがあれば移設しますが、足りない場合は統合元校に置いていきます。その上で、統合元校移設(引越し)備品候補の見学日を設けます。詳細は、ホームページをご確認ください。
229	要求水準書 添付資料	資料8 (参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト							書類関係の段ボール約300箱ずつの移設の記載がございますがこちらについては図書同様に梱包、開梱は不要、という認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
230	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む什器備品リスト							調理台熱調理器具について、調理・被服室の調理台(教師用・児童生徒用)にオープン又はオープンレンジは必要でしょうか。	家庭科の授業では、電子レンジを使用する授業があります。児童生徒、先生のそれぞれが使用しますが、調理台への一体型又は別置きタイプとするかは、どちらでも構いません。
231	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む什器備品リスト							各教室の黒板について、サイズの指定はございますでしょうか。	一般的な大きさであるW3600～4500×H1200を想定しておりますが、特に指定はありません。
232	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む什器備品リスト							移転書類について、書類関係の段ボールを各統合元校それぞれから約300箱ずつ移設とありますが、要求水準書P85(8-2、(2)、⑦)に記載の図書も含んだ物量との理解でよろしいでしょうか。	図書室の本も含んだ物量として見込んでおります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
233	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							移転備品候補について、各品目の寸法(縦・横・高さ)がわかる資料は 頂けますでしょうか。	「(参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト」に記載の物品等について は、参考資料と捉えて頂き、事業期間中に移設備品の選定が確定して いきます。備品全てを把握できている状況になく、各品目の寸法提示は できません。その上で、統合元校移設(引越し)備品候補の見学日を設 けます。詳細は、ホームページをご確認ください。
234	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							各統合元校の校舎に固定されていて、解体・取り外し作業が必要な品 目及び移転先校舎にて組立・固定作業が必要な品目がありましたら、 ご教示ください。	基本的には、解体・取り外し作業が必要な品目及び移転先校舎 にて組立・固定作業が必要な品目は無いものと考えております。
235	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							各統合元校、移転先校舎にて給排水設備作業を見込むべき品目をご 教示ください。	資料8の新規で準備する「建設業務に含む什器備品リスト」以外、 「(参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト」に記載の物品 の中では、理科準備室の「製氷機」、調理・被服室及び同準備室 の「洗濯機」「冷蔵庫」、配膳室の「洗濯機」、職員室の「冷蔵庫」 「製氷機」、給湯室「冷蔵庫」、保健室「製氷機」「冷蔵庫」、集会室 (健全育成室)「冷蔵庫」、会議室・PTA室(小学校)の「冷水器」が 該当します。特に、「製氷機」、「冷水器」においては、取付時に、給排水設備 作業が伴います。
236	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							各統合元校、移転先校舎にて電気工事を見込むべき品目がありましたら、 ご教示ください。	電気製品などは、配置位置にコンセントが必要となります。 取付時に、特別な電気工事作業を伴うものは想定しておりませ ん。その上で、統合元校移設(引越し)備品候補の見学日を設けま す。詳細は、ホームページをご確認ください。
237	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							楽器について、引越時に楽器ケースに入っていない楽器はありますで しょうか。	あります。
238	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							ピアノについては、運搬後に調律等必要でしょうか。	必要です。
239	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							ピアノ以外で調律等が必要な楽器がありましたら、ご教示ください。	ありません。
240	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							絵画・美術品について、単品で高額な品目等ありますでしょうか。	分かる範囲で、(参考資料)移設(引越し)備品候補のリストに追 記したものを提示致します。その上で、統合元校移設(引越し)備品候補の見学日を設けま す。詳細は、ホームページをご確認ください。
241	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							絵画等壁面に設置する備品について、重量物と思われる物品があれ ばご教示ください。	分かる範囲で、(参考資料)移設(引越し)備品候補のリストに追 記したものを提示致します。その上で、統合元校移設(引越し)備品候補の見学日を設けま す。詳細は、ホームページをご確認ください。
242	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							各学校から移設されるテレビモニター、モニター、プリンター、複合機等 の電気機器について、各機器の互換性により使用可否が影響されるこ とから仕様を教えてください。	考え方や仕様などが分かるよう、「資料17 事務機器類の考え方」 を提示致します。その上で、統合元校移設(引越し)備品候補の見学日を設けま す。詳細は、ホームページをご確認ください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
243	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							資料8リストの末尾に記載のある美術絵画、卒業制作等を用いて建物内の装飾を提案することは可能でしょうか。 掲示は事業範囲に含まれているのでしょうか。	資料8リストの末尾に記載のある美術絵画、卒業制作等を用いて建物内の装飾を提案することは可能です。提案いただいた場合の掲示は事業範囲に含まれます。 ただし、寄付備品が多く含まれるため、分解などの加工はしないようお願いします。
244	要求水準書 添付資料	資料8 建設業務に含む 什器備品リスト							資料8リストの末尾に記載のある移設先室名が空欄となっている備品について、保管または設置場所の指定はありますでしょうか。	保管または設置場所の指定は特にありません。
245	要求水準書 添付資料	資料9 ICT環境等の整備の考え方							C.その他注意事項にて「事業者は、前述の本市が用意する機器以外」とありますが、「前述」とは、資料9内のA及びBに記載の機器という理解でよろしいでしょうか。	「前述」とは、要求水準書資料9のCの1つ目の内容を指しており、「前述の本市が用意する機器」とは、「パソコン、タブレット」を指します。
246	要求水準書 添付資料	資料9 Cその他注意事項	C						「事業者は、前述の本市が用意する機器以外で、～、上記A及びBの機能を実現するために必要なものを用意すること。」とありますが、資料9 AおよびBに記載されている機器は貴市が用意する(一部移設候補の備品を含む。)ものとの理解でよろしいでしょうか。	「前述」とは、要求水準書資料9のCの1つ目の内容を指しており、「前述の本市が用意する機器」とは、「パソコン、タブレット」を指します。
247	要求水準書 添付資料	資料13 保守管理業務の実施日		12					1.建築物保守管理業務、および、2.建築設備保守管理業務に定める業務の実施日について、重複は可能でしょうか。 (複数の業務を同一日に実施することは可能でしょうか。)	可能です。
248	要求水準書 添付資料	資料13 法定点検業務		2	b.				法定点検に定めのない点検項目※の点検方法については、受託事業者にてらせていただけることでよいでしょうか。 ※例:2C.② iii 衛生設備は点検方法に定めがありません。	お見込みのとおりです。
249	要求水準書 添付資料	資料13 定期清掃の範囲		4	b.	①			施設の日常的な清掃※は、維持管理業務に含まないことでよいでしょうか。 ※教室・廊下・トイレ等における日々の清掃	お見込みのとおりです。施設の日常的な清掃は教職員及び児童・生徒が行います。
250	要求水準書 添付資料	資料13 床洗浄、床ワックス塗布		4	b.	①	i		「床洗浄、床ワックス塗布 年2回、剥離清掃 6年に1回」とありますが、施工する床材に応じて最適な頻度を提案させて頂く事は可能でしょうか。	要求水準書の内容は最低基準を示しているため、それ以上の提案を妨げるものではありません。
251	要求水準書 添付資料	資料15 配膳室		3					「配膳室及びワゴンプールには、温湿度計を設けること。」とありますが、資料7ではワゴンプールの温湿度計のみ記載があります。配膳室にも温湿度計は必要でしょうか。	資料7における記載誤りです。 配膳室及びワゴンプールに温湿度計が必要です。資料7を修正します。
252	要求水準書 添付資料	資料15 配膳室の留意点		3					休憩室とは事務作業エリアを、配膳室とは配膳作業エリアをそれぞれ指すものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
253	要求水準書 添付資料	資料16 融雪・除雪の職務範囲							除雪は校長の判断により行うものとし、その費用は市の負担と考えてよいですか。	お見込みのとおりです。
254	要求水準書 添付資料	資料16 融雪・除雪の職務範囲							融雪の業務に関し、SPCは故障時対応のみとし、シーズンインの通水テスト及び詰りの除去は用務員の職務と考えてよいですか。	シーズンインの通水テスト及び詰りの除去については、建築設備等保守管理業務に含まれます。
255	要求水準書 添付資料	資料16 用務員の職務内容		2	2-2	(2)			「用務員の職務内容」の「2. 学校の施設整備などの維持管理業務」と維持管理業務の「(2)建築設備等保守管理業務」「(3)外口頭維持管理業務」の内容で一部重複する箇所があるかと思いますが(排水とごみの処理、植栽の整備など)、どちらの役割区分としたらよいのでしょうか。	「資料16 用務員の職務内容」は、本市の用務員が行っている一般的業務をお示しているところです。 一部重複する部分においては、作業難易度に応じた分担とするなど、提案をお願いします。
256	要求水準書 別紙	別紙1 提出図書一覧 解体工事にかかる提出書類		1				(2)	基本設計の提出図書のリストに解体工事に関する図面の記載がありませんでした。 全体工程を考慮し、解体工事をスムーズに開始するため、工事及び解体手続きに必要な図面程度を基本設計レベルで整備すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書別紙1提出図書一覧は、本施設の設計に限らず、既存施設等の解体(杭、その他付属構造物撤去を含む)に係る解体設計の提出図書にも適用します。ただし、解体に要しない図面等も含まれることから、市担当者と事前の協議により決定することとします。 下記No.257も参照ください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
257	要求水準書 別紙	別紙1 提出図書一覧 解体工事にかかる提出 書類	2	2	(2)				実施設計の提出図書のリストに解体工事に関する実施設計図に関する記載がありませんでした。 工事及び解体手続きに必要なとなる図面程度を整備すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	上記No.256も参照ください。 解体設計の提出図面については一般的に以下に挙げる図面を要すると考えています。 ・意匠図(仕様書、仕上表、面積表(求積表)、敷地案内図、配置図、平面図(各階)、立面図(各面)、断面図、天井伏図、建具表、外構図、仮設計画図等)・構造図・電気設備(仕様書、配置図、幹線系統図、電灯・コンセント設備平面(各階)、火災報知等設備系統図、火災報知等設備平面図(各階)、屋外設備図等)・給排水衛生設備(仕様書、配置図、給排水衛生設備配管系統図、給排水衛生設備配管平面図(各階)消火設備系統図、消火設備平面図(各階)、排水処理設備図、その他設置設備設計図、屋外設備図等)・空調換気設備図(仕様書、配置図、空調設備系統図、空調設備平面図(各階)、換気設備系統図、換気設備平面図(各階)、その他設置設備設計図、屋外設備図等) ・その他(アスベスト除去設計資料) ・工事積算数量算出根拠 ・工事積算数量調書(内訳明細書) なお、要求水準書閲覧資料1(図面のない施設等は閲覧資料4も参照)並びに現地調査により解体設計をお願いするものであり、今後の事業者の提案で示される全体スケジュールにおいて、解体工事着手時期によっては、本施設の設計完了時と異なる時期での解体着手となる場合においては提出時期などを含め、市担当者と事前の協議により決定することとします。
258	落札者決定基準	加点基準	4	3	(2)	4)			加点基準としてA～Eまで示されていますが、要求水準同等でE評価と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
259	落札者決定基準	落札者の決定	4	4					落札者の決定に際して、次点は決めないのでしょうか。落札者が何らかの事由により失格または無効になった場合は再公告となるのでしょうか。	本入札において次点は決めません。本事業はプロポーザル方式ではなく、総合評価落札方式による一般競争入札により実施するため、落札者が失格または無効になった場合は再度入札公告を行うこととなります。
260	落札者決定基準	別紙2 審査事項及び評価視点	6		(3)			②	参画企業のモチベーション維持に関する方策の提案とありますが、具体的には事業期間中の参加企業撤退を防ぐ方策ということでしょうか。	事業者のご提案に委ねますが、お見込みのとおり、参画企業のモチベーション維持に関する方策には事業期間中の参加企業撤退を防ぐ方策も含まれるものと考えます。
261	落札者決定基準	別紙2 審査事項及び評価視点	6		(4)			②	②スケジュール計画、スケジュール管理の方策内に(ZEB取得、市街化調整区域の許認可など含む)とありますが、市街化調整区域の許認可とは何処に必要でしょうか。	市街化調整区域の許認可に関する窓口は、本市活力都市創造部建築指導課(開発指導係)となっております。
262	落札者決定基準	別紙2 新規什器・備品等調達・ 設置業務に係る事項	9		(1)				教育方法の多様化・高度化に資する什器備品とは、遠隔授業までを想定した整備を検討する形でよろしいでしょうか。	遠隔授業は必須ではありませんが、提案を拒むものではありません。
263	落札者決定基準	別紙2 新規什器・備品等調達・ 設置業務に係る事項	9		(1)				小中学校の教員の連携やコミュニケーションの活性化を促進するために教職員のフリーアドレスプランの検討は可能でしょうか。	現在、校内の情報を載せる掲示板や教員同士の情報交換ができるシステムは、本市教育委員会で管理しており、その他の手段はセキュリティを考慮する必要があることから、提案不可とします。
264	落札者決定基準	別紙2							配点に対して主な対応様式が記載されていますが、設計図書も評価対象と考えるとよろしいでしょうか。	P7 上部右端に記載のとおり、設計図書も評価対象とします。
265	入札参加資格審査 提案審査	様式集及び作成要領 納税証明書	1	1	2				「納税証明書(全企業、直近3か年)」とありますが、(全企業 直近のもの)と読み替えてよろしいでしょうか。	「直近のもの」のみの提出で構いません。作成要領を修正します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
266	入札参加資格審査 提案審査	様式集及び作成要領 納税証明書	1	1	4				「本市税及び国税の滞納がないことを証明するもの」とありますが、富山市に納税していない参加者もあると考えられます。提出するのは「納税証明書その3の3」の提出のみでよろしいでしょうか。または、富山市税滞納のない証明書も必要とされる場合、どのような参加者が該当するかご教示ください。	本市に納税していない企業については、納税証明書その3の3及び本市で課税されていない旨を表明する書類(様式自由、印不要)を提出してください。 下段の「または、富山市税～」の質問の意図がわかりませんが、どのような参加者が該当するかは一般的に本市で法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税が課税されていない企業になります。
267	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 各階平面図	1	1	(2)				各階平面図の記載要領の「②主要な家具レイアウト(破線表示)」とありますが、新規調達する什器備品と移設(引越し)してくる備品の両方を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、移設(引越し)してくる備品の破線表示については、ピアノなど主要なもので、要求水準書で求めているもの程度で構いません。 なお、「(参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト」に記載の物品等については、備品全てを把握できている状況にないことから、各品目の寸法提示はできません。 提案に際しては、一般的なグランドピアノを記載いただき、基本設計・実施設計において調整していただくこととなります。
268	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 各階平面図	1	1	(2)				各階平面図の記載要領の「②主要な家具レイアウト(破線表示)」とありますが、移設(引越し)してくる備品のレイアウトも記載する場合、「資料8(参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト」に寸法の表記がないため、お示しいただくことは可能でしょうか。	No.233を参照してください。
269	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 提出書類	2	1	(2)	1)			様式番号1-1-3実施体制について、「入札参加者の各メンバー…」とありますが、P12に記載があるように、正本には、具体的な企業名を記載し、副本には「代表企業」「構成企業1」「構成企業2」と記載するとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
270	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 A2横サイズの設計図書の提出	2	1	(2)	※			様式番号0-1~0-15については、A3横のものに加え、同じ内容をA2横に拡大コピーしたものを提出、とありますが、提出の仕方としてはA3横ファイルとは別に任意の方法でクリップ留めし、部数は1部の提出と考えてよろしいでしょうか。	様式番号0-1~0-15におけるA2横に拡大コピーしたものについては、A3に折りたたんでA3横のものと一緒にA3横ファイルにとじて下さい。 必要部数は正本用1部と副本用15部の提出をお願いします。 作成要領を修正します。
271	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 提出書類	3	1	(2)	1)			様式番号1-2-3 長期収支計画において、■評価指標がございますが、この審査基準をご教示ください。	『落札者決定基準』別紙2(P6)評価の視点に基づき、事業の適切性や確実性を評価致しますので、各種評価指標が適切な値となるよう提案をお願いします。
272	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 提出書類	3	1	(2)	1)			様式番号1-2-5 サービス購入費支払計画(A-2)において、セル幅が不足する箇所がありますが、適宜、幅を修正してもよろしいでしょうか？それとも、文字を小さくしたほうがよろしいでしょうか？ 様式番号1-2-3 長期収支計画においては、自動にて幅が広がる設定がなされていましたのでお尋ねいたします。	A3横版・横書き・1枚に収まる範囲内で、適宜セル幅や文字サイズ等をご調整ください。 なお、様式1-2-4-dの下部備考に記載の「A4縦版」、1-2-5-a、1-2-5-b、1-2-5-cの下部備考に記載の「A3縦版」はいずれも「A3横版」の誤りですので修正します。
273	入札参加資格審査 提案審査	作成要領	12	2	(1)				提案書類の作成全般について、フォントや文字サイズ等の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、読み取りやすい体裁を心がけてください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	項目					
274	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 作成上の留意点(記載 内容全般)	12	2	(1)	1)		本事業提案のスケジュールがタイトな中で提案書作成の合理化のため、正本も副本も入札参加資格確認申請をした企業名は記載せず番号等で表示し、正本のみ表紙の次に代表企業は■●会社(代表企業)、構成員は△△株式会社(構成企業1(設計企業))、協力企業は□□株式会社(協力企業1(維持管理企業))、アドバイザーは●●株式会社(アドバイザー企業1)等の企業名を記載した参加企業対応表を添付することをお認めいただけませんか。	参加企業対応表の添付による提案書作成は認めません。正本には入札参加者名、企業名等を記載してください。
275	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 作成上の留意点(記載 内容全般)	12	2	(1)	1)		提案書副本での構成企業、協力企業の表記は誤記を防ぐため、構成企業1(または設計企業1)、協力企業2(または維持管理企業2)などのように番号は通し番号で記載してもよろしいでしょうか。	事業者によって記載方法に違いが出る可能性があるため、提案審査作成要領に記載のとおりで作成してください。
276	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 作成上の留意点(記載 内容全般)	12	2	(1)	1)		「関心表明書等を添付する場合も、墨消しをするなどして企業名が特定できないようにすること」とありますが、関心表明書の取得先が提案要素に影響を与える場合もありますので、正本には取得先を記載したリストを添付することもお認めいただけませんか。	関心表明書等の企業名の墨消しは副本のみに行い、正本は墨消しをしないでください。提案審査作成要領が誤解を招く表現となっているため、修正します。
277	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 提出部数等	13	2	(2)			提出書類は正本1部と副本15部となっております。正本、副本とも2穴パンダーに綴じこんでよろしいでしょうか。また、それぞれ「正」と「副」の記入を表紙及び背表紙に記載し、副は1/15から15/15まで番号を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
278	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 提出部数等	13	2	(2)			「副本及び添付資料には、様式②に記載していない者についても、いずれの事業者名も記載しない」とありますが、事業者以外のアドバイザー、融資金融機関等については名称を記載してもよろしいでしょうか。	正本には記載いただいて構いませんが、副本及び(副本の)添付資料には、一切の企業名は記載しないこととしてください。
279	入札参加資格審査 提案審査	様式集及び作成要領 参加資格要件に関する 書類						設計企業、工事監理企業、建設企業の参加資格要件の実績について記載はございますが、それを証明のする書類提出について記載がありませんので不要と考えてよろしいでしょうか。また、実績の数は指定がないと考えてよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
280	入札参加資格審査 提案審査	様式集及び作成要領 様式1 参加表明書等						入札参加者名の記載内容、方法、規定がありましたらご教示ください。	入札参加者名の欄には入札参加者の名称のみ記入してください。
281	入札参加資格審査 提案審査	様式集 I 様式④ 入札書						入札価格の内訳欄のうち割賦手数料を含むサービス購入費A-2について、金利相当額を分けて記載しなくともよろしいでしょうか。	分けて記載する必要はありません。
282	入札参加資格審査 提案審査	様式集 I 提出書類	④					入札書にて提示する金額は、消費税等と含まない金額を記載することになっておりますが、下段では、消費税等も記載することになっております。評価されるのは消費税を含まない金額であることから参考値ということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
283	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 提出書類(設計図書)様 式集 II	2	1	(2)			「※様式番号 0-1~0-15については、A3横のものに加え、同じ内容をA2横に拡大コピーしたものも提出すること。」とありますが、提出方法(ファイル・折り等)・部数をご教示ください。	No.270を参照してください。
284	入札参加資格審査 提案審査	様式集 II 費用内訳表		B	1	①		アスベスト調査費の項目がありますが、事業者決定後の業務となり、調査で新たに確認されたアスベスト撤去・処理費は追加として協議願えると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
285	入札参加資格審査 提案審査	様式集 III 提出書類						様式●-●-●について、基本的な枠、記載方法は、そのままにし、文字数、行数、行間、余白等のレイアウト、デザインを変更してもよろしいでしょうか？	レイアウトやデザイン等は変更していただいても構いません。なお、様式の大幅の改変はご遠慮ください。
286	入札参加資格審査 提案審査	様式集 III 様式1-2-4-b 施設整備 費用内訳書						様式1-2-4-b 施設整備費用内訳書 C-1-②建設業務に含む仕器が資料8の調達、設置に係る費用と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
287	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ 様式1-2-4-d 維持管理 業務費等内訳書							修繕業務(日常修繕に要する費用)の定義をご教示ください。	長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に基づいて行う計画的な修繕とは別に必要となる日常的に発生する破損や不具合等への修繕業務であり、要求水準書(p97(6)1～5行)における内容を指します。
288	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-2 資金調達計画							「劣後ローン枠」の設定を提案する際には、別途表を追加作成してもよろしいでしょうか。	必要に応じて項目の追加・修正をしていただいても構いません。
289	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-3							DSCR等の指標は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを入力するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式1-2-3に追記します。
290	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-4-b サービス購入費内訳書							「C 什器備品調達・引越し業務に要する費用」の「1. 新規什器・備品等調達・設置費」に計上した費用の内訳書(事業者が提案する具体的な什器・備品の一覧表等)の作成・提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	提案時には「C 什器備品調達・引越し業務に要する費用」の「1. 新規什器・備品等調達・設置費」に計上した費用の内訳書は求めませんが、選定後速やかに提出いただくことを想定しております。
291	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-4-d サービス購入費内訳書							維持管理業務開始予定日(令和8年2月1日)から開校日の前日(令和8年3月31日)までに発生するSPC運営経費等は令和7年度のサービス購入費E-2「その他費用」欄に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
292	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-4-d サービス購入費内訳書 (維持管理業務費等内 訳書)							修繕業務に係る費用(日常修繕に要する費用に関して、令和8年度～令和22年度までは一定の金額(固定金額)を計上する必要がある(令和7年度は2か月分)との理解でよろしいでしょうか。それとも、修繕業務の提案内容と整合するように年後毎に異なる金額を計上してもよろしいでしょうか。	No.73と関連しますが、修繕業務に係る費用(日常修繕に要する費用)について、2回目以降の支払いは消費税等相当額を含めて同額となるように調整してください。また、1回目は2ヶ月分を計上してください。
293	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-4-d サービス 購入費内訳書(維持管 理業務費等内訳書)							修繕業務に係る費用(長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に基づいて実施する工事費及び修繕費等の金額)に関して、令和8年度～令和22年度までは事業期間合計の長期修繕費を平準化した金額(固定金額)を計上する必要がある(令和7年度は2か月分)との理解でよろしいでしょうか。それとも、長期修繕業務の提案内容と整合するように年後毎に異なる金額を計上してもよろしいでしょうか。	No.73と関連しますが、修繕業務に係る費用(長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に基づいて実施する工事費及び修繕費等の金額)について、2回目以降の支払いは消費税等相当額を含めて同額となるように調整してください。また、1回目は2ヶ月分を計上してください。そのため、両計画書における修繕業務の実施時期と市から事業者への支払時期は一致しません。
294	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-4-d サービス 購入費内訳書(維持管 理業務費等内訳書)							様式1-2-4-d サービス購入費内訳書(維持管理業務費等内訳書)について、各年度(初年度を除く)の維持管理費は平準化しなければいけないでしょうか。	No.73を参照してください。
295	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-4-d サービス 購入費内訳書(維持管 理業務費等内訳書)							本書式のサイズについて、備考欄に「A4縦判」とございますが、「A3横判」の誤記でしょうか。	ご指摘のとおり、正しくはA3横判です。なお、様式1-2-4-dの下部備考に記載の「A4縦版」、1-2-5-a、1-2-5-b、1-2-5-cの下部備考に記載の「A3縦版」はいずれも「A3横版」の誤りですので修正します。備考欄を修正します。
296	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-5-a,b,c							本書式のサイズについて、備考欄に「A3縦判」とございますが、「A3横判」の誤記でしょうか。	No.295を参照してください。
297	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-5-b サービス購入費支払計 画表(サービス購入費 D)							「維持管理費」欄に関して、第2回以降は、毎回、同一金額を計上する(第1回は2か月分を計上する)必要があるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、回数毎に異なる金額を提案することも可能なのでしょうか。	No.73を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	項目					
298	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(サービス購入 費等) 様式1-2-5-b サービス購入費支払計 画表(サービス購入費 D)						「長期修繕費」欄に関して、第2回以降は毎回、同一金額を記載する必要があるので理解でよろしいでしょうか。それとも、年度毎に異なる金額を提案することも可能なのでしょうか。その場合、毎回の支払額は、当該年度金額の4分の1になるとの理解でよろしいでしょうか。	No.73及びNo.293を参照してください。
299	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(提案審査様 式集 設計図書以外)						I～VIに関する各書式について、上下左右の余白の変更は可能でしょうか。	可能です。
300	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(提案審査様 式集 設計図書以外)						I～VIに関する各書式における【項目名】は、「提案審査 作成要領」の「様式タイトル」を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
301	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ(提案審査様 式集 設計図書以外)						様式7(提案概要書(公表用))の様式がありませんが、特に指定はない(書式は自由)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
302	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ 様式1-2-3 長期収支計画						EIRRについて計算方法の記載がございましたが、各期における(税引後当期損益+割賦原価-借入金元本償還額)の事業期間にわたる現在価値の合計額と資本金が等しくなる割引率を算定するという理解でよろしいでしょうか。	具体の計算方法につきましては事業者にて適正にご対応ください。
303	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ 様式1-2-4-d サービス購入費内訳書						本様式は「A4縦版・横書き・枚数任意で作成すること。」と指定がありますが、全事業期間を横書きで記載することから見やすくするためにA3横版・横書きで作成してもよろしいでしょうか。	No.295を参照してください。
304	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ 様式1-2-5-a サービス購入費支払計 画表						本様式の提案金利欄の基準金利は少数2桁で記載されておりますが、スプレッド金利が少数3桁となる可能性がありますので、全て少数3桁で記載してもよろしいでしょうか。	No.74を参照してください。
305	入札参加資格審査 提案審査	様式集Ⅲ 様式1-2-5-a～c サービス購入費支払計 画表						本様式(全部で3様式)は「A3縦版・横書き・1枚で作成すること。」と指定がありますが、全事業期間を横書きで記載することから見やすくするためにA3横版・横書きで作成してもよろしいでしょうか。	No.295を参照してください。
306	入札参加資格審査 提案審査	作成要領 要求水準セルフチェック シートの綴じ方	13	2	(2)			様式8の要求水準セルフチェックシートはA4縦サイズとなっておりますが、A3ファイルに綴じるのでしょうか。	様式8の用紙サイズは「A3縦」の誤りですので、修正します。
307	入札参加資格審査 提案審査	要求水準セルフチェック シート 様式8-1の様式No欄に おける記載						様式8では要求水準の確認事項の記載箇所として、提出書類の様式Noの欄があります。要求水準を満たした上での提案という意味では、たとえば様式Ⅱでは枚数制限もあるため、すべての要求水準を記載するには限界があります。欄外の記載ルールにて「○」や「レ」での確認する旨が記されていますが、「○」「レ」の違いによって評価に差はないと考えてよろしいでしょうか。	選定委員会の委員の審査を円滑にすることを意図しております。「○」「レ」の違いによって評価の差は生じません。
308	基本協定書(案)	第5条 事業契約の締結 等	3		5	6		違約金の額が、「サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1に相当する金額」とされていますが、割賦手数料の額は控除されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.309を参照してください。
309	基本協定書(案)	第5条 事業契約の締結 等			5	6		「市は、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、～違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、～サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1に相当する金額とする。」とありますが、違約金から、基本協定締結時点では確定していない割賦手数料を除いて頂きたいです。	基本協定書(案)の誤りのため、第5条を修正します。また、第12条も同様のため、修正します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
310	基本協定書(案)	第12条 談合等の不正行為に係る損害の賠償	4		12	1			違約金の額が、「サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1に相当する金額」とされていますが、割賦手数料の額は控除されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.309を参照してください。
311	・入札説明書 ・資料7・8 ・什器・備品等リスト ・(参考資料)移設(引越し)備品候補のリスト		24	7	7-2				屋根のない屋外プールを設置するにあたり、維持管理コストや気象条件等を考慮して可動床を設けない場合、前期課程の1・2年生等低学年の水泳指導においては、水深調整台が必要となると考えています。什器・備品等リストに水深調整台が含まれていない場合は、学校運営費で購入、あるいは市の移設による既存備品と考えてよろしいでしょうか。また、コースロープ等、その他プール関係備品についても同様にご教示ください。	当該リストに掲載がない場合において、プールが屋内又は屋外であるかも考慮いただき、PFI事業者の提案により通常必要と考えられる什器備品の新規調達をお願いするものです。(要求水準書(P84 8-2.(1)参照)
312	閲覧資料1	水橋高校設計図の求積図							求積図面積に北側進入路(600㎡)が含まれておりますが、今回の整備範囲に含まれますか。	今回の整備範囲に含まれます。今回は、北側進入路(600㎡)も含めて、市街化調整区域の許可及び建築確認申請を行うものと考えております。
313	既存設計図書								相山記念館の既存図面資料を公表いただきたい。	以前の回答(令和4年8月)でも触れましたが、お示している閲覧資料以外に閲覧可能な図面資料はありません。
314									9月に公開された実施方針には個別対話を必要に応じ実施とありますが、入札説明書には記載がありません。必要に応じて対話の場を設けられると考えてよろしいですか。	No.9を参照してください。